

大日本帝國憲法發布式之圖附

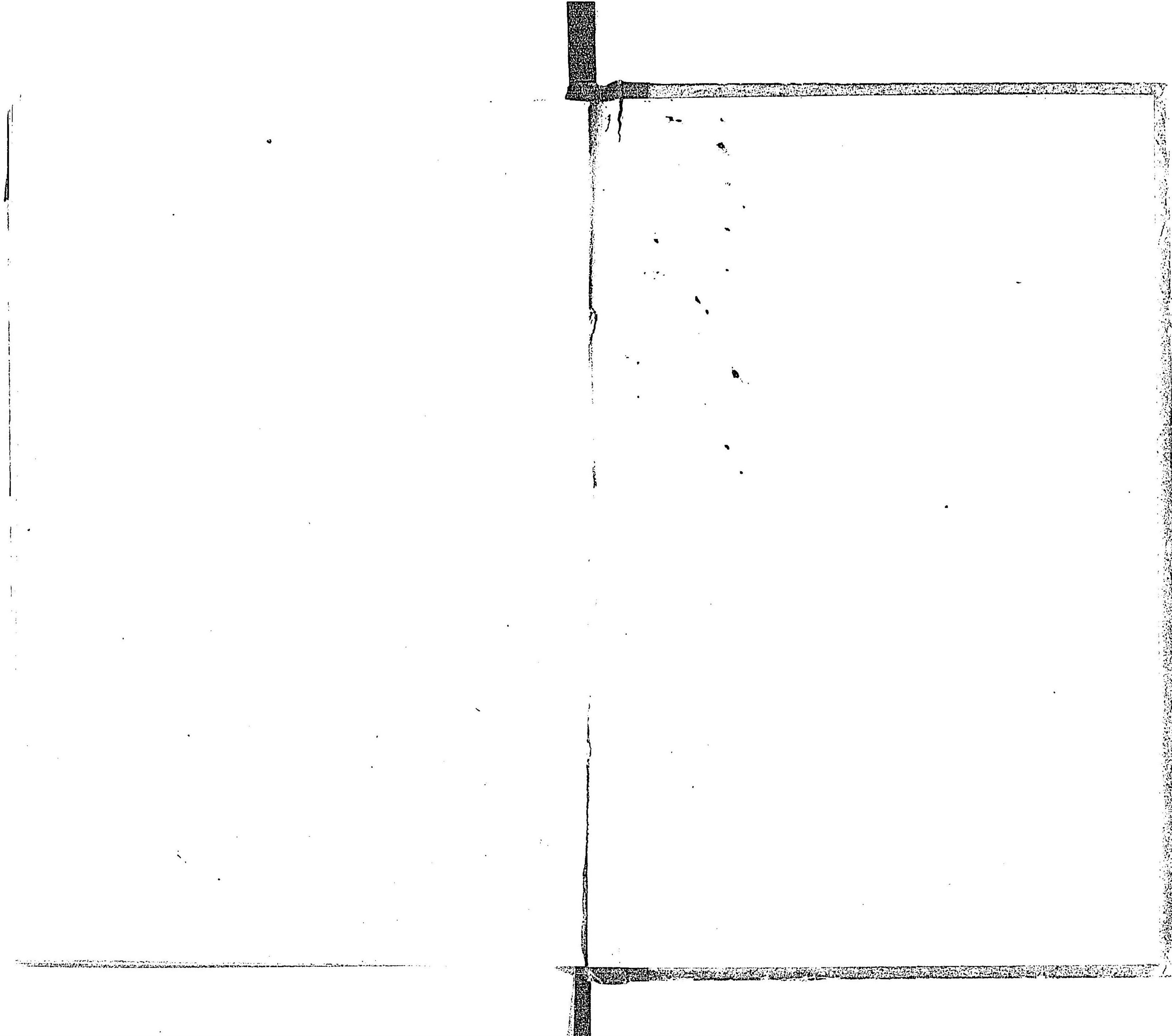
文學博士川田剛先生題字
松濤加藤傳次君註釋

通俗
大日本帝國憲法詳釋問答

附
議院法、衆議院議員選舉法
及附錄、貴族院令、皇室典範、
大赦令并訓令、各註釋問答

東京橋區大町壹番地

共 和 書 店 藏



特14
115

№16271

大日本帝國憲法發布式之圖附

通俗

憲法

帝國憲法詳釋問答

文學博士川田剛先生題字
松濤加藤傳次君註釋

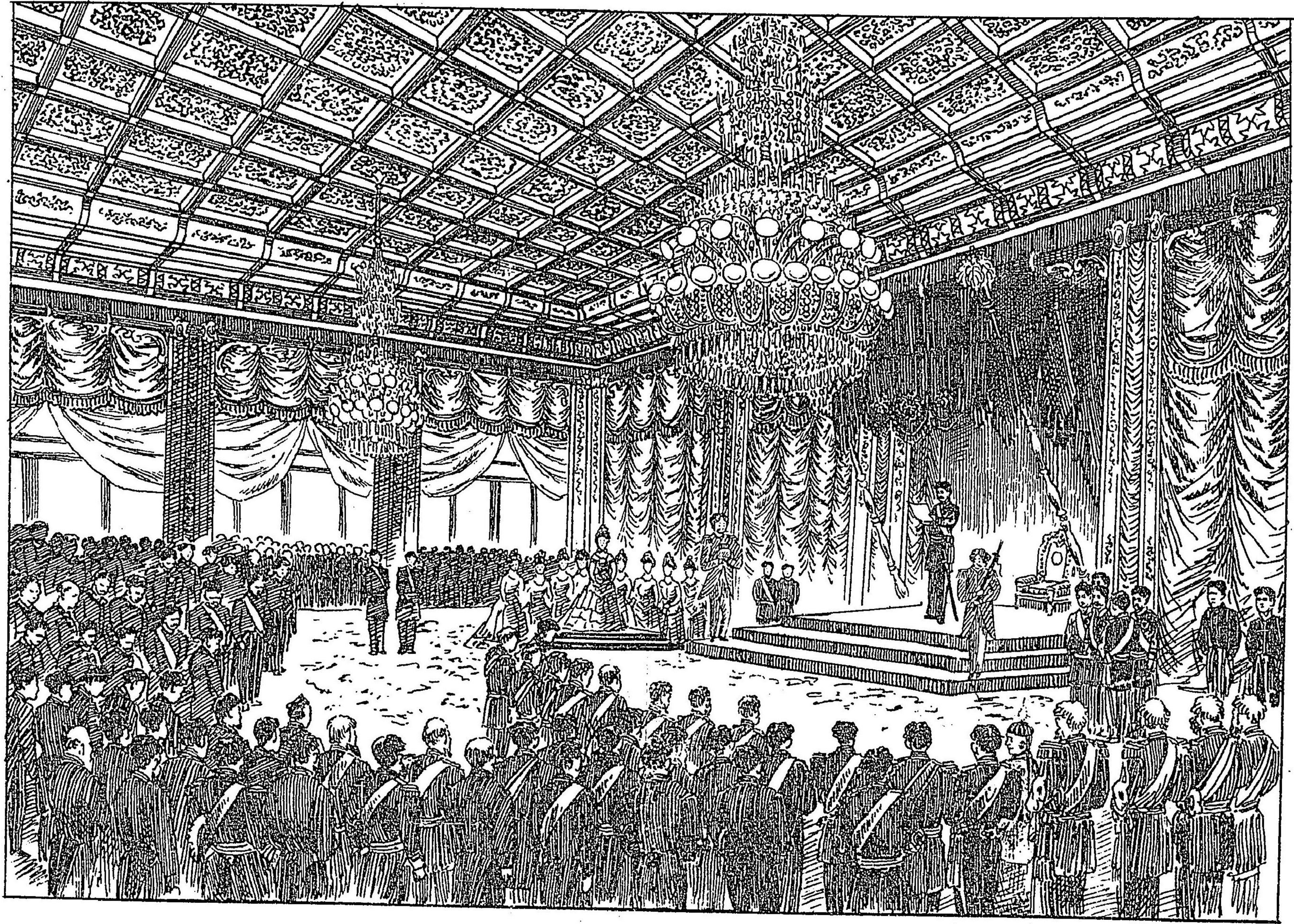


附議院法、衆議院議員選舉法、
及附錄、貴族院令、皇室典範、
大赦令并訓令、各註釋問答

東京區橋大町壹番地

共 和 書 店 藏

大日本帝國憲法發布式之圖



順內
國外
象和

印

理治

文學博士川田剛起

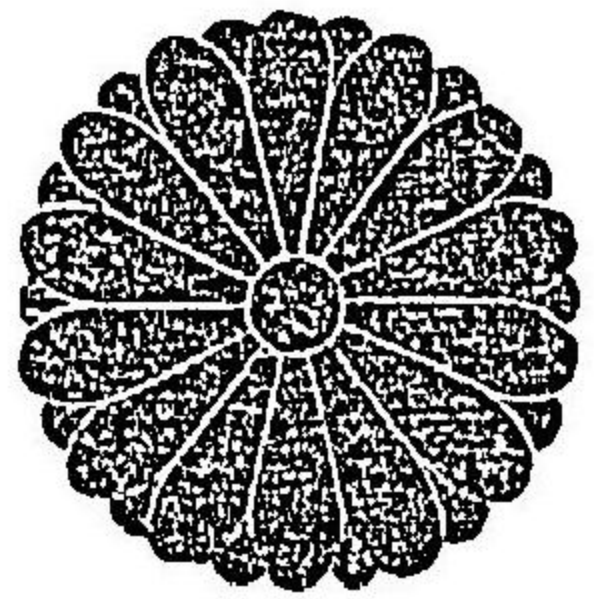


告文

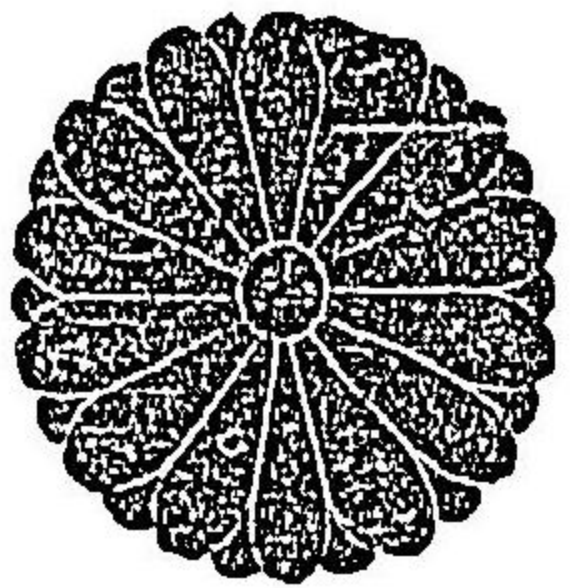
皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ
惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト
無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク
皇祖



皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ
以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ
廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシテ八
洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定



ス惟フニ是レ皆
皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外
ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得
ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

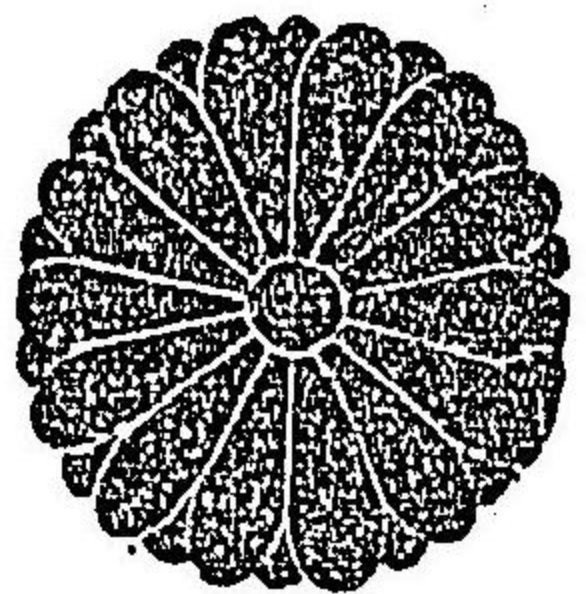
皇考ノ威靈ニ倚衷スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先
シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語



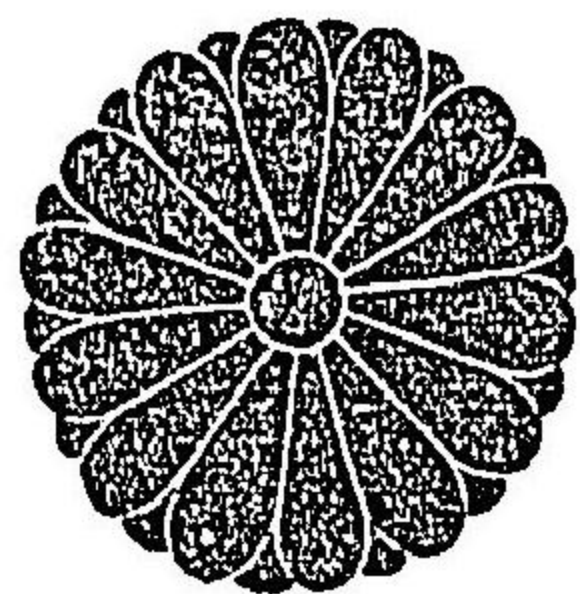
朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕

カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ

此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ

我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナ



ル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公
ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕
我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想
シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同
シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永
久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ
堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ
即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ
増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與
ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日
ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及
臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕
及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘ
シ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及
法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ
憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラ

ハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣	樞密院議長	外務大臣	海軍大臣	農商務大臣	司法大臣	陸軍大臣	文部大臣	遞信大臣
伯爵黑田清隆	伯爵伊藤博文	伯爵大隈重信	伯爵西鄉從道	伯爵井上馨	伯爵山田顯義	伯爵松方正義	伯爵大山巖	子爵森有禮
子爵榎本武揚								

通俗大日本帝國憲法註釋問答目次

第一章	天皇	五
第二章	臣民權利義務	二十二丁
第三章	帝國議會	三十七丁
第四章	國務大臣及樞密顧問	五十六丁
第五章	司法	六十一丁
第六章	會計	六十八丁
第七章	補則	八十三丁
議院法		
第一章	帝國議會ノ召集成立及開會	九十二丁
第二章	議長書記官及經費	九十八丁
第三章	議長副議長及議員歳費	百八丁
第四章	委員	百十三丁
第五章	會議	百二十丁
第六章	停會閉會	百二十九丁

第七章	秘密會議	百三十三丁
第八章	豫算案ノ議定	百三十六丁
第九章	國務大臣及政府委員	百三十八丁
第十章	質問	百四十三丁
第十一章	上奏及建議	百四十六丁
第十二章	兩議院關係	百四十九丁
第十三章	請願	百六十一丁
第十四章	議院ト人民及官廳地方議會トノ關係	百七十丁
第十五章	退職及議員資格ノ異議	百七十四丁
第十六章	請假辭職及補闕	百七十九丁
第十七章	紀律及懲察	百八十三丁
第十八章	懲罰	百九十丁
衆議院議員選舉法		
第一章	選舉區畫	二百一丁
第二章	選舉人ノ資格	二百五丁

第三章	被選人ノ資格	二百九丁
第四章	選舉人及被選人ニ通ズル規定	二百十六丁
第五章	選舉人名簿	二百二十三丁
第六章	選舉ノ期日及投票所	二百三十六丁
第七章	投票	二百三十九丁
第八章	選舉會	二百四十八丁
第九章	當選人	二百六十丁
第十章	議員ノ任期及補闕選舉	二百六十七丁
第十一章	投票所取締	二百六十九丁
第十二章	當選訴訟	二百七十五丁
第十三章	罰則	二百八十四丁
第十四章	補則	二百九十九丁
會計法		
第一章	總則	三百三十丁
第二章	豫算	三百三十五丁
三		

第三章	收入	三百四十丁
第四章	支出	三百四十一丁
第五章	決算	三百五十丁
第六章	期滿免除	三百五十四丁
第七章	歲計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入	三百五十七丁
第八章	政府ノ工事及物件ノ賣買貸借	三百六十二丁
第九章	出納官吏	三百七十三丁
第十章	雜則	三百七十五丁
第十一章	附則	三百七十七丁
皇室典範		
貴族院令		
第一章	皇位繼承	三百九十四丁
第二章	踐祚即位	四百二丁
第三章	成年立后立太子	四百十丁
第四章	敬稱	四百十三丁

第五章	攝政	四百十四丁
第六章	太傅	四百十九丁
第七章	皇族	四百二十二丁
第八章	世傳御料	四百三十丁
第九章	皇室經費	四百三十一丁
第十章	皇族訴訟及懲戒	四百三十二丁
第十一章	皇族會議	四百三十五丁
第十二章	補則	四百三十六丁
勅令第十二號大赦令		四百四十二丁
陸軍省訓令甲第二號大赦施行手續		四百五十六丁
海軍省訓令第一號大赦施行手續		四百六十四丁
司法省訓令第三號大赦施行手續		四百七十二丁
陸軍省告示第一號		四百八十丁

目次
終

丁	數	行數	誤	字	訂	正
八		九	總攬ノ誤ナリ		總攬	
三十三		十一	集會結社		集會及結社ノ脱字ナリ	
四十		六	選舉法		舉ノ誤ナリ	
五十二		十二	掲ゲタルモノノ外		掲グルモノノ誤ナリ	
六十一		二	司法ハ		司法權ノ誤ナリ	
八十四		一	勅命ヲ以テハ		勅命ヲ以テノ誤ナリ	
九十九		七	其ノ事故ニハ		其ノ他ノ事故ノ誤ナリ	
百九		七	被選及衆議院ハ		被選及勅任議員及衆議院ノ誤ナリ	
百三十		一	閉會ハ		開會ノ誤ナリ	
百三十五		十一	第三十條ハ		第三十九條ノ誤ナリ	
百四十六		四	議事ハ		事件ノ誤ナリ	
二百九		一	納税ニハ		納税資格ニノ誤ナリ	
二百十六		一	被選舉人ハ		被撰人ノ誤ナリ	
二百十七		一	被撰權ハ		被撰權ノ誤ナリ	
二百三十九		一	立會人ニハ		立會人ハノ誤ナリ	
二百六十六		六	當選證書ハ		當選證書ノ誤ナリ	

其後推古天皇の時、厩戸皇子はじめて憲法十七條を定められ、國民へ布き賜ひしあり。是が憲法といふ字の見へたはじめにして、其後孝徳天皇の時、鐘一遺を宮中へまふけて、民のこゝろをひとたまひたるがごとき、みな國家の隆昌と臣民の慶福とをもつて中心の欣榮を爲したまひし、獻慮あきらかみ見奉ることごとく、りますし、かるも中古相門武家の專横によつて王政おとろへたまひ、徳川氏政權を掌握するよいたりて、王室のますますおとろへさせ給ひぬ、維新後、天皇陛下登極の初めより、五事をもつて神明を誓はせ賜ひしことあり、ます是を五條の御誓文と申すなり。

第一 廣く會議を興し、萬機公論を決すべし

第二 上下心を一にして、盛ん経綸を行ふべし

第三 官民一途庶民に至るまで、各其志しを遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す

第四 舊來の陋習を破り、天地の公道もとづくべし

第五 智識を世界より求め、大に皇基を振起すべし

我朝未曾有の變革を爲んとし、朕躬をもつて衆より先んじ、天地神明を誓ひ、大に斯國を定め、萬民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣を基き、協心努力せよと、かしてき聖詔があり、ました

其後明治十四年十月勅諭ありて、來る明治廿三年を期し、議員を召し、國會を開き、もつて朕が初志を成さんとす。とあり、す。で、皇祖神武天皇、踐阼以還、御代を重ねること百二十一年を、つみし、二千百四十九にして、今上皇帝に至るの、問治亂、盛衰、數るよいと、まゐらすといへども、帝室の八重九重の雲井、又聳えて、曾て風塵を冒かされたまふことなく、偶南北朝のごとき、あましましきことありしも、一時の變局にして、再びもとよふくし、帝徳の尊嚴を煩す。又、至らざりきかやうなるわけなれば、國の基礎のむかしから、備はり居れども、其事を、條書として、動かすこと、のあらぬやうに、せられし、今日が、初めであり、ます、すれば、憲法の國の基礎を立、る規則を申すこと、です、でも、國が進みて、行く、と、自然かやう、ある、ものが、入るので、西洋各國でも、英吉利、西佛蘭西、普魯亞、伊太利、埃太利、和蘭、陀白耳、義、葡、萄、牙、西、班、牙、亞、米、利、加、な、どの、現、憲法をもつて、政道を統ること、です、され、ば、憲法のなき、國の野蠻政と、な、なる、から、あ、け、れ、ば、な、ら、ぬ、ば、つ、の、こ、と、です、この、貴き、國として、この、大典を、し、き、給ふ、の、誠、あり、が、た、き、事、よ、て、猶、この、條、一、つ、き、御、た、つ、ね、あ、ら、ば、一、々、委、敷、説、明、いた、し、ま、せ、う、と、い、へ、ば、彼、打、う、ち、つ、ま、て、さ、ら、ば、是、より、第、一、章、より、伺、ひ、た、し、と、て、序、を、つ、き、て、問、ひ、か、け、ら、る、よ、ま、よ、り、遂、よ、この、通、俗、憲法問答といふものを、かくこと、わ、な、り、ぬ

通 俗 大日本帝國憲法

加藤 傳次 述

問 憲法といふ國を治むる規則と聞きましたがうふでござりますか法律と謂ふわけでもら

がひますか如何なるものごころへてよろしくありますか
答 憲法といふ西洋諸國も行なれて居るもので法律と謂ふもの誠と解しがたくむつかし
く國の規則とばかり謂ふてもちとわかりかねませうから詳よ云ひませう憲法といふ法律
の一種のものでありまして人民は對し直接は裁判所より懲役となるか又ハ身代限りの處
分を申付らるゝわけとも違ひこれの公けなる法律と謂ふて政府と人民との關係を定むる
政治上に付て入り用のもので則ち憲法といふ恐れ多くも天子様の政をなさるゝ修權限を
いじめ國の政權を司る人其の相互の關係法律を制定する方法及びその法律を執行する
の方法又ハ國民の政事は對し如何なる權利を有するの道あるかなどとの諸般の規則
のことで誰れが國の政治をする權利を有し居るか又誰れが法律をこしらへるか又
の法律を行ふに如何なる手續であるか人民も政治上に關係いたし法律をこしらへるに
當りていりの相談人の員は預るを得るかあとの事をかひたものです往古聖徳太子の十七
條の憲法とて布き賜ひしことありましたがこれが憲法と云ふ字の日本よりあらわれた

はじめです併し今云ふ憲法といふほど性質も違つて居たもので今の憲法の御國の歴史よ
よりて西洋諸國の事を考へ合せてつくられたものですこれは是より以後日本の政のも
やうがわかるいじめでして日本人たるものいよく讀みて居らねばならぬものでござりま
す

第一章 天皇

問 天皇といふ日本帝國は君臨し玉ふ一千万乗の大君を指しませぬらせたることござりま
せうか

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

問 万世一系とはいかあることござりますか
答 これの他の國は例のなきことよて難有貴き事ござります太古の世より今日よ
至るまで天照大神の御子係連綿として少しも異姓あるのまじり玉ふことあく同じ御血族
でついでてこの國を治め玉ふ事を萬世一系と申します是より後も矢張この御血脈で繼承
し玉ふわけでこれの天地を共々窮りなき事でありませう外國は多くは旅鳥の王またハ臣下
より位を讓奪して君となるが多かるゝ地球の廣き中よたゞ吾國のみ如此め度貴きハ

實に論も變て居ることを言す

問 統治するの如何なる理由でござりますか

答 統治するの大日本帝國の天皇様がむかしまし治めさせらるゝこととこの事を古言よし
らしめず申しますよりれの御身より引受て御世話なされる儀よしして土地を掠奪して自分が
其主となりて無理に人民を統べさせますとの大なる違ひでござりますこれのよくしりて
居らぬかあらぬを言す

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

問 皇位との皇族の位と云ふことですか如何です

答 皇位との代々天皇の御位を申すこととす假令天皇の皇子誕生し賜ひても御即位を
せざるこの皇位より居り玉ふとの申し受せん御位より即き賜ひての上より申します

問 皇室典範の定むる所は依り皇男子孫之を繼承すとあり皇室典範との皇室よをぬて成
規でもありて御男子をして天皇の繼承となるものですか若し御子孫男子なきとき不都
合なること、考へます如何なる理由でせり

答 皇室典範との皇室よみづから御定めありましたるもので則ち皇統に關する御規則
でありますりの御規則より皇位繼承の法儀祈即位の法をはじめ皇族議會等迄の數々條の

規則を認置されしゆるより規則にしたがひ天位の繼承がある事とござります皇男子孫
繼承との御身のとより皇子の男子なきとき云々と御尤の質問であります之は男子であ
れば國の政治上がわかりませんと云ふ理由でなく御皇系を重ぜらるゝ方より成りし
ものどもひます歴史よりて考へますと古く推古天皇をはじめ女帝もござりますけれど
もうれい大かたの一時の皇系を繼承せられしまでよて正統の御法と云ふわけでありま
せん或は皇太子の御年の長け玉ふを待たるゝ間か又の不得止場合のみの御事とす故に今
度の皇男子孫は限り御即位の事なりましたものでせう若し皇男子孫幼少として國の政
事を親し玉むざるるとき攝政と云ふて天皇を輔翼し政を行ふ事がござりますればそ
しつかへりござりませんこの攝政といふわかりかねでせうがこれの追て説明いたしませ

第二條 天皇ハ神聖ニシテ侵ス可ラス

問 天皇の神聖として天皇の神格同様また聖人おればと云ふわけでありませ
たりといふ意味でありますか

答 天皇のすべし國民のうへにまたたまた初じめは説明のとおりであれは神聖とい申しま
すこととす

問 侵すべからずとのこれの如何あるいみでせうか

答 侵すべからずといなるほどちと御わかりかねざるでもあろうこれの前條説明のど
とく神聖なれば國民よりもまたすべて天皇を侵すべきものであつたとへば天皇各地へ臨
御でもあると途中よても國民が天皇を天皇と尊敬しおのづから君の有難き恩徳を尊重す
るのまつたく侵さぬわけでありまえて天皇もまた國民よたいせられ誠親しきものなれ
ばあるひ天皇を尊重せんことをわからぬものい不敬おどの振舞あらんものかりがたく
この箇條の布かれたるもので万事侵すべからざるものとわ書れたるものでせうこれの
國民のたれもしれぎつたることですすけれども法律となる上の止むを得ぬことです

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

問 國の元首として統治權を總攬しとの天皇の元首ある概ねわかりましたか統治權を總
攬し云々のわかりませんがさだめて國体のうへまついてのことかとぞんじますがいかに
でせう

答 これの憲法の骨でありまして全体政体上は種々ありまして君が主となり政事を行ふ
國もあましましてのすあわち天皇の國の元首で統治權を總攬するのすあままでもあまこ

でありましてしかしこの憲法を布かれたれば人民も國の政事は關係するゆへちよと共和政
事みたよふみゆるゆへは統治權を總攬すとかたくいわれたるわけです天皇を申しても
憲法よあつて限られたる權外にけつして行ひ玉ふこととなくまた國民もこの憲法よ於て得
たる權力の何人よりも侵さることなく何人よりも侵すことなしこれ立憲君主政体と世
よ唱ゆることとござります

問 憲法の條規とい何ですか第一章天皇の部の箇條でありますか

答 これの御尤の御尋でありますこの條規といすべてこの憲法の第七十六條の條規であ
りまして全体を指したるものでござります

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

問 帝國議會とい國會のことでありませうかまたの全國よあります縣會市町村會を指した
るものでありますか協賛といの會議の賛成者をいふものでござりますか

答 帝國議會とい縣會市町村會をいふたるものでありませんこれの貴族院并衆議院い
はゆる上下兩議院の議會の事これと相談し諮詢まうの協賛をもつて立法權を行ひ玉ふ
ものであります

問 なるほど御説明でよくわかりましたか貴族院とい元老院といちがひませうか又衆議

院と如何なるものですかまた協賛せざるべきの如何ありますか

答 御説御尤でありますこの貴族院との勅令第十一号より發布なりました皇族以下の議員たることを得る院令でござりますまた衆議院の國會議員の議院でござります協賛せざるべきの御尋ねなるほど御尤であり右の若し諮詢の際におきまして兩院の多數が協賛せざる場合よりこれを行ないざるものでござりまする立法權を天皇の行ひ玉ふもの人民の代表者則ち國會議員がこれを協賛するを待ちてはじめて行ひ玉ふこととござります

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ズ

問 これハ法律を裁可しりの公布および執行を命ず則ち天皇の命あれば前條の議會より諮詢せざりしものですか

答 これハ法律を前條兩議院より諮詢してのち裁可せられしものを公布および執行せらるると云ふこととす

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ズ

問 これハ通常府縣會のやうな手續がかかりませんものでござりますか

答 左様でござります府縣會のやうなる手續にて停會との中止を申しましてこれハ天皇の命に玉ふまでのかわりてござります

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要

ニヨリ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スベシ若シ議會ニ於テ承諾セザルハ政府ハ將來ニ向テ其効力ヲ失フコトヲ公布スベシ

問 公共の安全を保持しとの國民公共の安くまつたことを保持するものですか

答 御解のどをり國民全體のことを指しましていわれる帝國一般は安全をたもち治めるものでござります

問 其災厄をさくるため緊急の必要より帝國議會閉會の場合において法律に代るべき勅令を發すとありますが其災厄又ハ法律よかゆるべき勅令の如何様ある場合でござりますやうか災厄のさいきんでござりますか代るべき勅令の如何ある理由ですか

答 災厄をさくるためとの緊急を要する場合あるたりましての仮令は議會のすみたる時

分なればりの厄災をさくするため會議ヲ諮詢し天皇よりこの規則またハ國家のためある規程が勅令にて發布となりこの危急を補介することとなりすたとへハ虎列刺病などの流行いたし迅速の豫防法をたてねハ國家は災害あるときハ議會を待つこの手続れなるものよて議會の期をまたす特くハ勅令が出ますこの事よてこれハ尤緊急ある場合に防ぐことでありますまた病氣ハ限りませすすべて國ハ至急ある事ありますとこの右のごとく會議を待れぬことのみあくおなむことごとかります

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ズ

問 必要ある命令を發し又ハ發せしむとありこれハ全上文法律を執行するため又ハ公共の安寧秩序を保持し又ハ臣民の幸福を増進するためハ發布せらるるものごんじますか
答 一般をさしたものでござりますか

答 一の必要とハ第一法律を國會の協賛を得てさだむるものです則ち輿論の賛成を得て

さだむる法律なるもの國民のうちいろいろの不平家がありてあたりまへハ行れぬことでもあらんかこの場合ハかならずなしともいへるまじ依てこのよなる場合あるときハ天皇ハ斷然と執行するの命令を發し玉ふこととすまたこの主務職たる官吏をして發せしむる理由があり又公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進するためハ日本國民が政府よりの諸規則より自由をあたへられたるもの、あるハハよきことをも無暗しすしめかへつて災をまね返して不幸をきたし我身の零落よちいるやうある場合よいたる事をも願みざるやうあるときハ臨時の命令をもつてこの制限を發布せらる、わけで國民ハ國民たるの義務よりむかざるかざりの自由を有するとして行き過ぎ安寧幸福が災害となる様なるとき前上全權命令を發せられるかまたハ掛りの官吏より發せしむることあります國民とハ御たづねのとをり日本人民總てを申します

問 但し命令をもつて法律を變更することを得ずとありますかこの命令よてハ法律ハ動かされませんか天皇の命令あれば動かしてもあしきことあるべきはづなしとおもひます
答 御考按の説御尤でありますけれど全体法律といふものハ元と國の土臺でありまして假令天皇の命でもこの範圍外ある災害を臨時の命令で安寧幸福を復せしむるまで位よて

ハ元々の法律を變更することのなからぬものでありますなせならば根元なる國の土靈の法律でありませれば天皇でも一片の命令にていかへることのなからぬと云ふわけがござりますゆへです

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任命ス但シ此憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノハ各々其條項ニ依ル

問 天皇ハ行政部の官制および文武官の俸給を定め及び文武官を任免すことありませうか
答 天皇の大臣でも海陸軍將校でも諸官吏の捧給の何程あげさげしても又その官職の見込も勝手自由なものであるものですから天皇へ直接は官吏のあたのみ申さなければ昇進も就職もでけぬものでせうか又官制も全様でせうか

答 御説のうたがひの御尤どかんがへますか官制はされ文武官はされ天皇は自儘勝手よなるといふ意味でいありませんこれの公擧めあるべき官吏の公擧めより天皇は公擧めにて任じ玉ふの親任官と云ひて格別の事りの他の官吏の其の法律の定むる處で所屬長官が撰み申し立て、任ずるもので天皇の自儘勝手は捧給も又免職もあざるものでいありません凡る官制の條理至當なる道ありて官吏の捧給は帝國會計の豫算といふことありてその局々の會計をきまりあることと勝手はするといふいみでいなくその條道より

履行せらるゝこととござります

問 憲法又ハ法律ニ特例を掲げたるもの各々の條項よるとありこれの官制も官吏の俸給又ハ任免の事は特例して外は規則でもありませうか

答 御考按のとをりりの官制は特例のあるものあり俸給又ハ任免もつきりれ一設けあるものもありませうりりの特例よるものよて御説のとをりでござります

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

問 天皇ハ陸海軍を統帥すことありこれの如何様なるいみでせうか陸海軍のりりれ一司令官又ハ隊長がござりますりりの官吏を指揮するとの理由ですか

答 なるほど御考按もまるでちがひなきものです統帥すといふ天皇ハ陸海軍の大元帥といふいみですりり日本海陸軍の大元帥ハ神武天皇以來總て天皇の統帥し玉ふこととでありませう中古以來朝廷御衰微より遂に頼朝以來ハ武家が兵馬の權をとりませうたゆゑわからぬもの將軍あることをしりて天子あることをしらざるに至りました維新の後むかしの通はあり又この憲法で更なるの事を堅められたるものです

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

問 陸海軍の編制といりの軍兵を天皇の組織なるといわけですか陸海軍の官吏が編制す

るごとのなきものをござりまするか

答 陸海軍の編制の官吏が擅にするといふわけは有りませんやばり天皇の命をうけてすることですこれが大元帥のわけであります

問 常備兵額を定むとありますがこの常備兵の假令に現在入營又の勤務するところの現兵でありますがその員數および費額を天皇のおさだめであるといふことでせうか

答 常備兵といふ現在帝國に募徴する兵員でありますその兵額を天皇がさだめ玉ふわけであるほど兵あれば費額もひびきりの費額の兵額より國會にて議了すべき手續きでござります或の國會に諮論して協賛を得ざるべきりの兵額に影響をきたすの疑あるもこれの概ね國體によりて兵額をさだめられしものされはかからず費額と兵額と向きあはるることを天皇がさだめ玉ふ理由のなきものでござります

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

問 天皇ハ戰を宣し和を講しと天皇親ら戰端を開くときと和睦をなす時指揮し給ふこととござりまするかこれの夫れくの司令官がおりますのは天皇の戰地といつても筆を擧げられることですか

答 凡て戰を宣し和を講しと天皇のみづから戰地へむかひせらるることとござります

せん國の天皇よして戰さへあれば直ち筆を擧げらるることでもありません孫子といふ書物も兵の國の大事死生存亡のみちさつせずんばあるべからずといわゆる宣戰講和の國の大事大權でござりますして軍をひだすも和睦をするも誠は容易ならざる事とござりますすゆへこれの天皇よりして左の御所分がなくてのあらぬといふわけとござります

問 諸般の條約を締結すとありますがこの條約ばかりでありますか如何なる約束をいふものでせうか

答 此諸般の條約といふ元より戰和のつきましてもありますがこの戰ふといふも又和するといふも又通商なり何なりとも條約をむすぶよふなることとありますれば天皇の御名ですることとて假令に國と國と何にか紛めが起りし末兵隊をさしむけたるは甲の國より返答よりして戰を開く勢が有りて乙の國の戰のこのみませんからいろくの談判もあし償金など出して甲の國に謝すとかいふ場合もあればかならずの條約をせねばならぬわけでの場合の將來の結果よいたるまで充分に輿論をもよく樹しやくしよく考究し機をばつさず履行いたさねばならぬこととすから其國の元首即ち天皇の御名にて取結ぶわけとござりますこの箇條の外國にたいすることとて誠は大事ある箇條と存じます

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

問 戒嚴といふ先頃風評よ陸海軍戒嚴令とかいふものが發布されましたと聞きました
がこのセツ憲法よまたかいげんとあり先頃の發布とどちらがひますかまたうのかいげんと
如何様あるのですか

答 亦るほど先頃發布になりましたことでしたかこのセツの憲法よありますのうのかい
げんと御改めあるといふわけでありませぬ矢張りあかじことですがうのかいげんれ
いのごときも實行するときは天皇の宣告したまふことござります備かいげんといふも
のの戦を開かんとするとき又の戦の用意するとき又の軍のことよつき天皇からうの土地
の港なり海邊ありへ軍艦又の商船ありとも入るゝことを禁ずといふ様なことがらよて今
よも談判が破れたれば開戦もならんか誠は危急の場を戒しめることまたの戦争の用途
よて軍用の品々兵糧とか鹽とか又の味噌とかを其土地よて用意いたさせ調達するなど
のことで誠は前條の事をり國の大事ある戦宣講和あると附帯するの事件でありますゆへ
天皇より宣告されることござります

問 うの戒嚴といふことよつきうの要件及び効力の法律よもつてこれを定むとあります

答 うの法律のありますがりれのうの法律を條よよりゆたすねありますれば委敷ゆ断し
もをしませうがこれの憲法中のことですから先づ憲法よあるだけのことを説明いたしま
す

第十五條 天皇ハ爵位勳章及ビ其他ノ榮典ヲ授與ス

問 天皇ハ爵位勳章および其他の榮典を授與すとあるのしやく位といふ公候伯子男爵を華
族よまたへられ勳章といふ旭日大勳章等其他文武の官吏又の外國公使さどへ授與されし
ものとかんがへますがりのたの榮典といふ如何なる昇進あるものををしますか

答 なるほど爵位勳章の御考察の通りよて爵位と勳章は随分勝手よまたゆるるものであ
りませぬ國家君民よたいしことよ勳功あるものよゆただけの榮典を天皇がさつげたま
ふのわけでありませまたうのたの榮典といふとへハ矢張り國家君民よたいし功あれは
れゝの榮典をまたへられ士族より華族よ列せられたることよきものも榮典よてうの功よ
よりさつげまたへられるものでござりますまた榮典の二よりの當人の榮譽を表せし
の二よりの他の獎勵よもなる手段でござりますして極くよきことでありませまた一視同仁の
天皇がこれを授けまたへられしものとせば國民よあつて不公平をとのふることよもあるま

しく尤も公平を得るものとせざるべからざるものとござります

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ズ

問 大赦特赦減刑および復権を命ずとありこれのせつの保安條例の罪人のゆるされまこととをいふものですか

答 御考案のごとく保安條例を犯し、人がゆるされしこととをなりしが保安條例ばかりでもなくりの法律の箇條よりりの罪よりゆるされしものであります誠みこれの仁惠恩徳のごととござります

問 大赦と特赦との如何あるちがひがありますかと了解よくるしみますが御きかせくだされまし

答 大赦といふこのせつのよふなもので憲法發布といふ日本國の基礎がたちまして誠み國家未曾有の祝機でありますから法律箇條のうちあまの條よまたる罪をゆるされたるもこの祝機より大赦となるもので假令ハ天皇の御祝機とかまたり何か別段なるとき大赦の出るものとござります此時の心かから非常の悪事即ち八虐などをおかしたるもの外ハ大赦され或ハ一二等減せらるゝ例であります特赦といふ特別ゆるさるゝこととで假令ハ十年間の流刑よりしものもきんまんより七年までゆるされまたり終身の懲役も十年までゆるさるゝととが特赦といふもので減刑および復権なども全上ある意味ととござります

問 おせつめいではわかりましたが復権といふ如何なることかと了解しませんが

答 これの人たるものハ人権として人たるの権利がありますりの権利も罪犯ありますと劍齋公權として権利がなくあり権利がなくならずと國家の公民といふことハ出來ません完全の人といはれませんりの権利のごとつれ規則がありますりが假令懲役なり禁錮なり期満して我がうちよ歸りましてと幾年間のりの権利をはがれ居るものとすゆへよりの権利が元の通り人並の人権があることが復権といふことととござります天皇のりの復権をも命じたまふものととござります誠みこの大赦のごときことハ百年一度か二度かめでたき場合よあつて行なはるゝこととで天皇の恩徳すすゝ優渥として如何なる惡漢も感泣し改心すべき場合よありますさて復権して元の人間よ歸するハ誠み地球上よ生れ出でたることとちよて安眠の秋よ至るものでせう

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

問 攝政といふ長き組御説明もありませんがいまだ篤と了解しませんが又皇室典範もいふ

別御發布をせしむるが猶其時の箇條はつきましてあつたか、ひまをせしむるが此本文よりき一と通り御説明を願ひたうござります

答 攝政といふるほど粗ぼりあしおきまされたが全体よりまをせしむるが國よ君なきとき天よ日月なきがごとく一日たりともこれを空うすることの能はざるもので天皇未だ成年は達し給ひたるなどのとき國君の多名代として大政を統治するものを要することござりますゆへ皇族議會および樞密院の顧問會議を経て先づ皇太子皇太孫の成年は達したる方よ執政せしめ皇太子皇太孫ともまじまじするときは親王および王又の皇后又の皇太后またの太皇太后またの内親王および女王をもつて攝政とあすものでこの順序が皇室典範の定むるところでありましてうのせつせいの天皇の名をもつて大權を行ふものでありませしかもあがらたごへ大權を行ふものとするも天皇の天皇でまじまして成年に至りたまひざるの補翼ともいふべきものでござりますかならず攝政よりじま、勝手よ政事をすることの出来ませぬりれたこの憲法第七十五條にてはなしませしませうついでよちはなしいたしませが攝政といふ日本での藤原の良房よはじまりまして随分よるきよりあるよとです

第二章 臣民權利義務

問 この第二章臣民權利義務とありこれのわかれ、臣民のよくわきまへおかねばあらぬことでありませがくわしくは説明を願ひます

答 なるほどは論のどをりは尤のことですこの臣民の權利義務とこの章なる都合十五ヶ條ありますがは論のどをりよく、腹よいれておかねばありません誠よ日本帝國の臣民よして臣民たるの義務を知らされば權利を伸べる様などのもつてのほかのことですなぜなれば權利と義務といひは相持ちよてゆくものでありませれば人の權利あれば義務あり義務あれば權利あり權利をしらして義務を知るものありません

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

問 日本臣民たるの要件ハ法律の定むるところよよるといふ法律よよつてうの臣民たるの義務をつくしますものよみへませがりの法律とい何に、をさしたるものでせうかりの法律のうちよ臣民よ適當又ハ不適當のことがありませるか如何でござりませう臣民とい國民といふとあつてこととせうか

答 御尤の御とひでありますこの箇條のあるほど國民一般をさして日本臣民とまをせしませがしかし日本帝國のうちよても北海道又ハ沖繩縣小笠原島などの土地のいまだ法律を全額施行せしことなくすれば土人などとして未だ法律を施行いたしませずあひくす

んで來ましたら施行されませう右様なるわけにて衆議院選舉法の補則は北海道沖繩縣および小笠原島は於ては將來一般の地方制度を進行するときよいたるまで此法律を施行せずとあるをみますと先づ當分のうち北海道の人民と沖繩縣の人民と小笠原島の人民との衆議院の議員の選舉權も被選舉權も亦さものでありませう則ちこれよりさき外一のをとり一般の地方制度市町村制が準行するときよなりませうしたがい撰舉權も被選舉權も得るものでうれまで國會の議員あることも出來先づ日本臣民といふところの部外外でありますしかし外國の臣民でありますせんけれども法律のおよばぬもので前みまをしますとをりあひくうの臣民たるのぶぶんよなりませうのでござりまする日本臣民たるものには是までさだめられたる法令も予盾せざるかぎりこれを遵奉せざるべからずこのちの國會の賛成を得て法律を遵奉せざるべからざるものでござりまする日本臣民のうの法律規則を遵奉しての臣民たるの要件をえたるものなりとをまをします

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均シク文武官ニ任ゼラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

問 日本臣民ハ法律命令の定むるところの資格に應じひとしく文武官に任ぜられよび

其他の公務に就くことを得とありますが臣民たるものつれづれの役員あることをゆるされたることとありますが其役員なることをゆるさるゝとしますと資格といふことが如何なることをまをしますかあたつねまをします

答 うの資格とまをしますつれづれ官吏の資格をまをし先づ文官に任命せらるゝもの文官あるの學問力量があつてはならず武官なるもの武官だけの學術氣象がうないらすしては出來ぬものでつれづれ法律また命令よさだめあるものでござりましたとへは陸軍の學術を研究いたしまして行政部の官吏よちとむつかしきがごとく陸軍の陸軍行政の行政司法の司法技藝の技藝の資格に應じ任ずることとす

問 資格のわかりました但其のたの公務といふ文武官の外は何等のことを何等の官吏をましましたものですか

答 あるほど其他の公務よつきまらたつねのこと御尤でござりまするこれの會計員とか又文武官のほかつとめとあるべきことをいふものでたへば他人の後見人とか組合員などのこととまものがすべて事公共に係る職務よつくことを得るの權利が日本臣民よあるといふわけとをりませうかぎりつれづれの職よつきたきもりの資格がなければつかれませう

第二十條

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

問 日本臣民ハ法律の定むるところに從ひ兵役の義務を有すとありこれの臣民たるもの徴兵令等の法律の定むるところよしたがひ兵員とあるといふことでありませう

答 あせつのとをり兵役の義務あるものでござりまして常備兵また後備軍などあるの義務があります 尤臣民たる義務のうちよてもこの義務の誠よかるからざるもので兵

の國家を維持するよ大よ緊要あるもの大よ關係を有するものよて僻地山間の民のあるひ

の兵役の義務を逃れんと實よ民たるの義務をわきまへざるものまありかならずのよふなることあるまじきやうよとのことでござりませう

第廿一條

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

問 日本臣民ハ法律の定むるところに從ひ納税の義務を有すとハ私の考よハ地稅を納むるの義務とあもひますが如何でござりませう

答 否や御説のとをりでござりませせんこの納税とハ普く廣くありまして第一の地

租納酒造稅烟州稅醬油稅菓子稅車稅所得稅其他國稅とをす大藏省へ納むる諸稅第二の

の府縣よつき地方稅あり營業稅等あり第三の市町村費等ありすべてこの納税といふ

ちよのふくみあるものでこれの國民たるもの納むべき義務がありませ根元國家の安寧

保護幸福とはからんとするよありて國の財源をかるべからざるものよしてこれの臣民たるの必要ある義務でござりませ即ち自分の家のさかゆるためよ自分の力をつくすと一般の事です

第廿二條

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

問 日本臣民ハ法律のはんいありよおいて居住および移轉の自由を有すとござりませ

が仮令ハ外國よ居住するも願さへすればつかへなきものでせうかまた日本國のうちハ

何處よでも居住したければつかへなきものでござりませるか住居の出稼などよて東京より

大坂へまわるも矢張り居住とをせしてしかるべきものでせうか

答 これの居住と寄留止宿とをよよくかみわけなければ違ひますもので居住とい

ふものりの戸籍のあるところを居住とをせし寄留といふの御説の出稼などのことであ

りまして止宿ハ一時の旅行など、區別がありませ出稼とこの居住とをまをされま

せんものでござりませ法律の範圍内ではあれば日本臣民たるものハ自分の勝手自由よ

戸籍をうつし住居いたしたたけ勝手自由よ引きこし移轉いたしてもつかへなきの權利を

有するものよのこととでござりませ外國へ出稼寄留するときハ別段願が入りませ

如何様なる意味でせうか

答 さやうこの範圍内との法律は定むるとするのうちにいふことではじめ御問のうちより外國にも願ひすれば居住をかへらるるかとのときより則ち法律の範圍外でありまして東京より大坂へ引越し戸籍をうつすの法律の範圍内でありますすべりのよふもの日本國民の日本に移住するの勝手は願ひ出移住するの權利があるものでござります

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受ルコトナシ

問 日本臣民の法律に依るよあらずして逮捕監禁審問處罰を受けることをなしとありこの逮捕監禁審問處罰の理由がよく了解よくしみますが御説明を願ひます

答 この條も矢張り臣民たるの自由の權を定められたるもので法律よよるよあらずしてどのりのつみなきものいふよふき意味でありまして御承知のをり法律よの數百の條の犯罪とあることがありましてこの條もあたらすの罪なきものなれば法律よ觸るゝ理由がなく法律よ觸ることなければ決して繩をかけらるゝこともあくまた監倉よ繋るゝこともあくまた裁判所等よて審問さるゝこともあく又罪よ處分せらるゝこともなきものよて右等の所分を受けることなきものでありますゆへこのことを侵すもの罪せらるゝものよしてまた侵さるゝものいことごまでもこぼむことが出來ますよく辨へておかねばならぬことでありませす

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

問 日本臣民の法律に定めたる裁判官の裁判を受けるの權を奪はるゝことおしどの臣民たるもの國家の法律の保護を受けるもので裁判を受けるの權を奪はるゝことがなきといふ事ですか

答 高尙なる御説御尤でありますあるほど國民たるもの法律の保護を受けざればさてこの權利がなきもので實に臣民たるもの、權利を有するの一端でありますしかるに頑民よしてみますれば裁判所いなんでもかでも盜賊の調べ役所とおもひ裁判官も盜賊を糾問するの役人とおもひ居ることおはかられずこれい誠よ心得違でありますもどより法律よ觸れざる上の裁判の審問を受けることなきもの、人い凡る自儘勝手なることおあしくありまして自分勝手論よて人をおしつけることもありますゆへは裁判官が有りてはじめてこの曲直が判りますりの官吏いごごまでも直なる判断すべきものですから國民も自分よ條理又の權利を有しおがら入らるゝにつけらるゝことがありますゆへ何人も裁判を受

くるの權を奪ひ、これを奪ひ取らざる

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

問 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合を除く外其許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるゝことをしとありませうか

答 御了解のとおりにてわれ犯さずしての侵入搜索は許諾せざれば法律のせめなくとこゝまでも臣民たるの權利をいひ當然のことでありませうこれいひゆる安寧權でござりませうしかるよりの法律は定めたる場合といひ假令に犯罪ありての證據品住所よりあらんと認定せられたる酒造家が酒を密造するの聞あるかまたの烟草製造者などが無印紙の烟草を密賣するか戸主の既身代限りの裁判申渡されしとさうの財産所有品を記載しり

のすぢも上申するもまたりの外は所有品を隠蔽するかの場合はありてはたとへるの戸主家族の許諾なくとも侵入しりふとくさるゝことがありませうものでうれらることとを例よいつばいふものでござりませう

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

問 日本臣民ハ法律ニ定めたる場合を除くほか信書の秘密を侵さるゝことなしとりの信書とい人民相互に往復するの書翰を指したるものでせうかまたの官吏の書翰をもふくみ居るものでせうか

答 臣民の信書とい御説のとおり人民相互の往復する文書またの政府官吏の往復する文書とよかざらずして封書と言ふこととしてその秘密とい別段のこととてなくとも他人よみらるゝことを嫌ひ封書するも秘密としてこれら臣民たるもの人よ侵され開封せらるゝことをさきのこととてありませうしかし法律は定めたる場合とい戦時のためかまたの犯罪のためよひるかよはかるの證據あるかまたの國家に暴害よあるの驗しあるかのとき開封せられるものでうれらとどのほか信書を侵されるものでありませう

第二十七條 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

問 日本臣民ハ其所有權を侵さるゝことをしとこれいすべて臣民が所有するの土地建家

答 上の言論著作印行集會をいすべて日本臣民たるもの法律に抵触いたしませんか
 ぎりの言論即ち演説討論またの著述して印行し或は我が思想を新聞紙へ表示してもまた
 甲者より乙者へ往復しても決して故障なく臣民たるものりの自由を有することこれ
 を執行してもよろしきものでござります集會および結社との御承知の事を町内員の寄
 會とか村々／＼のものが氏神祭りよ／＼きよりあひとあまたりのほか公益のため集會を催す
 とかいろ／＼ありますすが皆すべて云ふことですまた結社との商業などのため結社する
 もので假令ば物産會社とか商船會社とかいふこときもまた窮民保護のためとか海上保
 險とかいろ／＼の日本臣民の即ち是等の自由を得ることです

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請
 願ヲ爲スユトナ得

問 日本臣民の相當の敬禮をまもり別々だむるところの規程よしたがひ請願をなすこ
 とを得とありますがこの敬禮を守りとい誰よむかひ敬禮することですか又別々定むると
 ころの規程とい如何様なる規則よて如何様なることを請願することを得るものですか
 答 この相當敬禮とい神よむかひて神のよふ敬禮をさし貴顯へたいして貴顯よた
 いするの敬禮をさし官廳へたいして官廳へたいするの敬禮をさし臣民たるもの、政府

へたいし諸願筋もりの筋の官廳より開届けられざることもあればりのさだめられたる規
 則おしたがひ請願いたしてもつかへなきことでの請願といたとへ此頃市町村制
 が地方よての施行あるもので甲の村民と乙の村民と合併すれば大又便利なるかまたの
 一ツの村が天然の隔地とあり居るか山岳を離隔し大又不利あるゆへ分離し一ツの村を
 ニテ村よ致したきよりりの官廳へ願出るも採用なきゆへりれ／＼の手續をいたし請願條
 例よより請願するまどのことをいふもつともりのほかりれ／＼の規程よより請願するこ
 とを得るものでござります

第三十一條 本章ニ掲ゲタル條規ハ戰事又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天
 皇大權ノ施行ヲ妨グルコトナシ

問 本章よ掲げたる條規の戰時又ハ國家事變の場合よあいて天皇大權の施行を妨ぐるこ
 とをなしとありますすが天皇大權とい私しよわかりません
 答 全体この章よ掲げたる條規ハ日本臣民の義務またの權利を規程せしもので若し軍が
 あるかまた國家よ變動でも起る場合よあいて天皇の立法またの司法またの行政上よ
 つおてもりの大權を執りおこなわせらるる事猶豫なくなし給ふをいふことです
 問 伊説明のむねわかりましたが臣民の章でありますから本章とい第十八條より第三十

備すべのことでござりませうしかるは御説明のうちよりの大權をとりおこせらるゝ
どのこと立法上司法上および行政上の大權を天皇が親ら執り行なわれしものでござ
りますか

答 臣質問のとをりてござります

第三十二條 本章ニ掲ゲタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セザ
ルモノニ限り軍人ニ準行ス

問 本章ニ掲げたる條規ハ陸海軍の法令またハ紀律ニ抵觸せざるものニ限り軍人ニ準行
すとの如何様なる意味でせうか陸海軍の法令などハ別ニ法令といふことがありますか

答 この日本臣民たるの權利義務を有するケ條ハ陸海軍の法律命令又ハ紀律あるハ抵觸
せざるかざりの軍人と雖も矢張り臣民たる本章のケ條權利義務を有するとの理由でござ
ります

問 御説明のとをりてありませうが軍人の兵員のこととせうの兵員の陸海軍におして
法律又ハ命令がありませうかこれをまもりまたこの憲法の法規を守りますればあるひ
さしあひもありませうことなきものでせうか何となれば第二十九條のごとき結社でも軍
人がすれば軍人の務めが留守になりまた結社をすることからぬものとかんがへますか

如何なるものでせう

答 御説明の次第一應御尤のあります根元軍人よせよ日本臣民ハ相違ひござりませ
んりの臣民が軍人よありませうもの軍法令の外ハ臣民たるの權利義務を有するハあた
りまへのこととすゆへハ本條も陸海軍の法令またハ紀律ニ抵觸せざるものハ限りとあ
りませうの法令よふれざるものよかざりて本章の規則をおこなはしむ則ちの權利
の義務を有するといふこととござります

第三章 帝國議會

問 帝國議會といふ第五條ハ帝國議會といふことがありましたが矢張り同様なること
ですかほかハ議會がありますか

答 帝國議會ハ御説明のとほり第五條第七條ある議會としてこの三章ハの議會の法規
またハ方法をさだめしたるものであります則ちの議會のとり行ふところのケ條がす
べて二十二條よして第三十三條より第五十四條までハいづゆる國會でありますこの議會
の協賛よりまして國家の政治がかりたつといふわけですから誠ニ重要なるものでござ
ります

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

問 帝國議會の貴族院衆議院の兩院をもつて成立せざるが貴族院衆議院のこの前條より粗理由の明いたしませしが貴族院の貴族院で設立あり衆議院の衆議院で設立あること、かんがへますかしてみませうの兩院が合併して大議をするを世よふ國會とて則ち帝國議會となるものでござりまする

答 この帝國議會たる貴族院衆議院をもつて成立するもので兩院のこの第三十四條第三十五條より組織が定めてあります貴族院の貴族院でありますまた衆議院の衆議院であります則ちふたつの議院がありてふたつの議院で議することゝが則ち帝國の議會で兩院合併して大議するのでなくこのふたつの議院をしていわゆる國會がなりたつものでござりまする

問 なぜふたつの議院を要するものでせうか何必要ある理由でもござりまするか

答 修辭のあもむきけ尤でござりまするがこの兩議院を指して一ツの上院とし一ツの下院とし上院の貴族院であります下院の衆議院であります則ちあまじことを議するよつきふたつの上下院をまうけ誠大いしたことですがこの兩院とするところの原由のなくてあらぬものでこれを一院にしますと或の事を緩慢急激の弊なきものとも思はれませぬまたこの大日本帝國の法規をさだむる大事あるよたとひ如何様なる撰出の議員よせよたとひ

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラルタル議員ヲ以テ組織ス

問 貴族院の貴族院令のさだむるところより皇族華族および勅任せられたる議員をもつて組織せらるる貴族院令といふことが別は發布もありましたものでせうか皇族華族および勅任せられたる議員といふことへは皇族なり華族のりの議員たるの資格がみあへるりまするものでせうかまた勅任せられたる議員といふ別は勅任の議官が任ぜられますとかんがへまする如何でせう

答 亦るほど貴族院令が發布となりうの令より遂次おはなしまをしませうが皇族とても華族とて皆く議員たるの資格の有するものですから皇族のうちよて某々華族のうちよて誰々との議員よ撰まれまするもので皇族も華族も悉皆議員よなるといふわけでありませぬ勅任せられたる議員といふ國家の功勞あるものかまたり學識のあるものを

しての議員を選ばしむるものでござりまするまた各府縣のうちより直接税を納むるもの
と撰みこれも貴族院の議員と撰まるとしてござりまする第三十三條の御りなき事
すをりよく議事の重大なるものですから皇族華族のうちも府縣のうちより直接
税を納出る者を選みりの議員は加ふ誠は萬事洩れなきの組織といふべきものでござりま
す

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

問 衆議院ハ選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員をもつて組織するにござりま
するが撰擧といふものがありますか方法がござりますれば法のより公選せられし
ものと議員として組織するものですか

答 御考のとをり撰擧法といふものがありますから其方法はより公選せしものが則ち議
員でありましての議員は衆議院のなりたちますものでもつとも公選の法の種々規
則がござりまするの箇條よつき御明答をせませう

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ズ

答 何人も同時は兩議院の議員たることを得ずといふ如何なる意味でせうか貴族院衆議

院の議員より勝手よりあらぬといふことですか

答 これハ兩議院の組織のりれくの議員はてなりたちますればりの撰擧方法より衆
議院などの各府縣は撰擧區と定められたる區畫より二百九十八人の議員を撰定すること
よてすべて何人たりとも同時は貴族院なり衆議院ありの議員とあることハ出来ぬとい
ふことでありませ尤も右員數のほかは幾人でも議員とあることハならぬといふ意味で
ありません何人とも右議院の議員たるものなりれく方法より資格がござりますれば如
何様なる官吏でも如何様なる學識のある人でもりの方法よりらざるうへの議員はなるこ
とハ出来ぬといふものでござりまする

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

問 すべて法律ハ帝國議會の協賛を要するに如何なるものでせう法律のり議會
の協賛を要するものとせしめりや日本の法律は是迄りれくきまりがござり
くは所罪せらるることですかこの法律のりまよてほかはまた法律がでるものです

答 これハ議論のしだいといちどちがひますが凡て法律をり刑法治罪法よせよ万件この
帝國は布くべき法律の皆きくこの議會の賛成を要することを必要とするもので此の憲法

則ち貴族院衆議院の法律其の他の事件云々の意味とくと胸よあちかねます如何様あるものでせうりの建議すとの政府へたいし建言することでありませうか

答 則ち兩議院の法律に關する事はつきてもうの外議事は係る事件については意見がありませうればりの意見を政府に建言いたしますることがつかへなきとのことでありませうをのち建議といふ事の法律をあらためるかまたのなよのの事を廢すとかこれを定めるため又斯くするのがよろしく斯くすべからざるものとまをし立てるよふなるもので

問 御説明でわかりましたが其採納を得ざるもの同會期中に於て建議するを得ずとありませうれば矢張りその建議を採納なきときその會期中建議するものとをえすと再び建議することのあらぬといふことですか如何でせう

答 御見解の通りをりりの建議したのが政府よあいて採納せざるときその會期中より同一ある建議をいたすことの出來ぬものでありませうしかし後日臨時會かまたの翌年の會期中に建議の手續を再びすることのつかへなきものでござります

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

問 帝國議會ハ毎年これを召集すとの則ち貴族院衆議院の兩議會とも毎年一歳一

召集し開會するとのことでありませうか

答 御見解の通りをりりませう府縣會町町會よせよ年一開會するのでござりこの一國の基礎たる議會ですから年一開會することとをござりませう

第四十二條 帝國議會ハ三ヶ月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ

勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルベシ

問 帝國議會ハ三ヶ月をもつて會期とす必要ある場合よあいての勅命をもつてこれを延長することあるべしとしてみますと三ヶ月間の議會期でありませうかまた必要ある場合どの如何様なる場合でござりませうか

答 御見解のごとく三ヶ月のあいだが會議問でありますの必要といたとへ三ヶ月の會期に定めあるとも議事決了せざることもありませうまた思のほか議論が日子を費したるやうあるときをのちのや會期のすざんとするは議すべきことが残り居るの議事の翌年の會は延べるとか次會は延べるとかいふわけはありませうしての不都合への場合より必要あるとき天皇の詔して其期を延べられ議事を終りたまふこととをござりませう

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集ス

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

問 臨時緊急の必要ある場合よ於て常會のほか臨時會を召集すべしとありこれ常會
と毎年度定まるところの會を指しその會の外は臨時會を開くこととありませうしか
し緊急なる場合との如何様なることをまをしたるのですか

答 常會 臨時會の御意見のどをりてござりまするほど緊急なる場合といたせば至
急に税率を改正せねばならぬとか國家ノ事變ありてのめどがためは國費ノ影響を
來たしたるなど次の議會までさしおかれざる場合よ付臨時會を開かねばならぬといふこ
とでござります

問 御説明よて委敷わかりましたがおぼさしのうち國費ノ影響とありりの影響との國
の豫算外よ出でたるものですか

答 あるほど影響との矢張り國費の豫算外よ出でたるものですから國費よひんきがあ
よびたる意味でござります

問 臨時會の會期を定むるハ勅命よよるとい天皇陛下よあいてさためらるゝこととせう
なせ天皇が定めらるゝものでせう

答 これハ大臣などが自己の意見のみよて開くこととらるゝ御意もあらんかまたハ國

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會々期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ
行フベシ

衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ貴族院ハ全時ニ停會セラルベシ

問 帝國議會の開會閉會々期の延長及停會ハ兩議院同時よこれを行ふべしとハ貴族院
も衆議院とむなじこととあふとらわけてありませうしかるは停會と閉會との區別
ハ如何様なる理由ですか

答 停會と閉會との區別ですか停會とハ一時の場合よより會をとりめまたあとして開く
とをさといふもので閉會といふの會を悉皆結了したることでもはや會議の残りなく終
了したることとござります

問 衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院の同時よ停會せらるべしとあり衆議院の解
散とハ衆議院の議員のむろん解員となるものでせうがりのとき貴族院の單よ停會とあり
則ち御説明のどをり停會ハ一時休院するやうな姿でありませう全体兩院よて成り立つ議
會よして一院ハ解散し一院ハのまゝ繼續するものどいちとわかりかねます

答 なるほど至極御尤なる御意見のよふなれども根元貴族院の議員の任期が七ヶ年であ

りまして衆議院の議員の四ヶ年の任期でありますゆへ兩院の任期もちがひます假令衆議院の解散の命ありても貴族院の解散の期はいたりませんから則ち衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院の同様に停會せらるべしとあることをごさります

第四十五條 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五ヶ月以内ニ之ヲ召集スベシ

問 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命をもつて新たに議員を撰舉せしめこの府縣撰舉區において新たに議員を選ばするとの意味でせうかまた解散の日より五ヶ月以内はこれを召集すべしとの五ヶ月以内は何よか理由でもありませうかまた府縣において撰舉し府縣より來集するもので間より遠隔なる府縣もありこの地の手順の結了をばかり五ヶ月としてありますか

答 御見解のとをりて議員のこの區畫は撰舉せしむるもので五ヶ月以内の隔地又この手續を結了せしめ來集するの期を斟酌しあるものでござります

第四十六條 兩議院ハ各々其總議員三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

問 兩議院の各々其の總議員三分の一以上出席するよらざれば議事をひらき議決を爲すことを得ずとの概ねわかりましたがりの總議員三分の一以上といたとへは兩議院の議員が六百人ありませうりの六百人のうち二百人出席せざれば議事を開き議決をすこと

ならぬといふことをごさりますか

答 則ち兩議院の各々其の總議員三分の一とあるうへは貴族院の總議員が三百人ありましてこの貴族院の議員の三分の一出席し衆議院の議員の總議員三百人あり矢張り衆議院もあつてこの三分の一出席するよらざれば議事をひらきまた議決も出來ぬ

このことでありましてこの兩議院の議事の國家は大事なることをごさりますればかやうな鄭重よせねばならぬことをごさりますか

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

問 兩議院の議事の過半数をもつて決す可否同數あるとき議長の決するところよるどの兩議院の議事が過半数なる賛成を得れば議決することが出來ぬといふこととせうまた可否同數あるときとあるの如何様ある意味でせう

答 あるほど貴族院も衆議院もりの議事いたとへは議員二百人づゝありてりの百人以上

が賛成せざれば過半数をいひられませぬものでありましてもし一方の賛成が百人また一方の賛成が百人とあれば總議員二百人よするを雙方ともおなじ員數でありませぬこのやうなる場合のときは議長の決するところよりて可否を決することとて則ち可否の決すなきかまたの決せずとのこととありませぬ

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニヨリ秘密會ト爲スコトヲ得

問 兩議院の會議ハ公開すとありこの公開といふ如何様なるわけにてござりますか會議よつき公開と私開とからいふことがありませぬか

答 公開といふれば私開といふこととござりませぬが公開といふ貴族院の議會も衆議院の議會も國民の傍聴隨意としてるの兩院の會期中日本臣民たるもの傍聴席をつけてもよろしきものでありませぬ則ちこれが公開とせよとござりますかおら私會といふこととありませぬ傍聴人があつても議會よつかへりなきといふことを公開といふこととありませぬ

問 政府の要求また其院の決議より秘密會となすことを得る政府より如何様なることを要求することとせうかまたその院の決議をいふもののでせうか

答 政府の要求といふの議すべき事件につき傍聴をゆるさるることがあれば政府の秘密會よて議事あるやうに要求することと一國の政事よつきりの臣民たるものへ聞かせぬといふこととなくともその事件よつきり臣民の耳にはやく道入るといふけないこととありその事件のことからよついで傍聴をきんすることもありませぬこととござりますまたその議院の決議よる秘密會といふことと貴族院なり衆議院なりの議員よもよないてこの議事の秘密會よすべきものとの院の決議をいたしこの議事の傍聴をきんじ議事するといふわけでありませぬ則ちその院の決議よるといふの秘密會よすることを決議することとござります

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

問 兩議院の各々天皇よ上奏することを得ると如何様あることを上奏いたしませう

答 貴族院又ハ衆議院の議事の事件を天皇よ上奏することをもちかへざるものといふことでありましてこの上奏の則ちその議事件がいろいろの六ヶ敷こととてその議院よていろいろの議論がありてもその院の議會にて折合決了をらすまた政府よりの原案が議院よの意見よあはずとて議事の決了が上奏することとあるやうな場合よてあるは天皇よ上奏することもあるべしとしかしその議院よてたゞ議論折合ぬといふて

何んでも天皇に上奏するものでありませぬこれ容易に上奏せず容易に上奏すべからざるものでござります上奏されば則ち天皇陛下が採否せられ天皇の存意に依りますのでござります

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

問 兩議院の臣民より呈出する請願書を受くることを得ば則ち貴族院衆議院の臣民よりの請願を開届くることですかこの請願の第三十條の臣民の部たる請願のちがひはすかまたおなじことですか

答 兩議院の臣民よりの請願を開届くるといふわけでありませぬ則ち請願書を受くることがかへなきことでの請願の趣旨を開届るか開届けざるかのことの議決のうへで其筋より處分おきていだけませぬ日本臣民たるもの貴族院衆議院よむかつて請願書を差出すことが出来るの權がありませぬので第三十條の請願といふおなじものでござります

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲タルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

問 貴族院衆議院ともこの憲法および議院法に掲ぐるもの、ほか内部の整理に必要なる諸規則を定むることを得とあり議院法とハ矢張りこの憲法のうちをさしたるものでかまた内部の如何様なる理由でありますか

答 議院法とハこの憲法のうちをいふものでありませぬこの憲法のほか議院法といふものがありますゆへこの憲法および議院法とありませぬの議院法といまだおなじまをさせぬがゆへこの條條よつき追くと順次御いなしたしませうまた内部の議院のうちの内幕を指したるもので則ちこの憲法および議院法に掲ぐるもの、ほか議院内部の整理に必要なる諸規則の貴族院の貴族院衆議院の衆議院よおひて定めてもよろしきものでありますこのことでもござります

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其言論ヲ演説刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラレベシ

問 兩議院の議員の議院において發言したる意見および表決につき院外において衆人よ責をうくることなきといふことでありませうとかんがへますがその議事についていたとへ人のことでも諷刺してもよきものでせうか

答 さやうですりの議事については院外の衆人則ち議場のほかの人民よたいして議事上の發言またいりの表決したる言語をぞよつき責を受けることゝなきこととて則ち議員たるの權がありまするしかし人を讒謗するなどのこといあるまじきこととてたへば法律よ觸れざる人を罪ありとして誹毀するなどのこといありませんまた苟も貴族院なり衆議院ありりの議員たるものが罪なきも罪とし犯すなきを犯したるなどのことを發言することあるまじくまた議事よつき人の罪を議するところよあらざして則ち法律の組織のほか諸般の國事よ係ることを議するところとてござりまする

問 議員自ら其の言論を演說刊行筆記又其他の方法を以て公布したるときは一般の法律よ依り處分せらるべしとありますが其の言論とい如何様なる言論ですか其他の方法をもつて公布したるときは一般の法律とい既よ定まるところの法律で所罰せらるゝこととてですか

答 其の言論とい議場よ於て議するところの言論を指したるもので議員が議事の節議したることあらびよ決議したることを他よて公衆臣民よ對し演說するかまたハ印刷筆記して公衆臣民よしめすかまたいりゝのこともよて公衆よふれおほやけよするやふあることとてありますとてい則ちいりゝの法律につき罰するところのこととて一般の法律とい定め

る全たいの法律よりくゝてらざるゝこととてありま

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

問 兩議院の議員ハ現行犯罪またハ内亂外患ニ關る罪を除くのほか會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝこととてたへば現よ行ふ犯罪かまたハ内亂外患かの罪よりほかの如何様ある犯罪あるもりの議院のゆるしをければ捕へること出來ぬといふこととてですか

答 貴族院またハ衆議院の議員ハ現行犯罪あるかまたハ内亂の罪あるか外患の罪あるかの罪をのぞくのほか如何様ある嫌疑あるとも如何様なることあるとも公衆よりまをし出るもりの兩院のゆるしを受けざるうへハ捕縛もならず拘引することもならぬこととてこれ國家の大切ある臣民たる代表者されげんごまたハ公衆人の言語よか、りどらふることとてならぬものでありま

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

問 國務大臣および政府委員ハ何時たりとも各議院よ出席しおよび發言することを得と

あります此の國務大臣政府委員と貴族院から及び衆議院も出席して發言することが出来るものあれば矢張り議員の資格があります國務大臣の別は諸大臣のほか任命となりするかまた政府委員も任命はありますか

答 國務大臣政府委員の貴族院衆議院も出席するを得また發言することを得るとい則ち行政官の立法院則ち兩議院もいいて制定するものを執行する職務ですから立法の眞意を熟知せざれば不都合なる場合もありするからその職員資格でありませぬけれど國務大臣の國務大臣政府委員の政府委員で出席發言することを得るものでありますまた政府委員の原案説明のためにも出席せざるを得ざるものでござりますまた國務大臣の別は任命せられし大臣でありませぬ内閣の大臣であります政府委員と行政部の議院は對するの委員であります則ち議事の原案はすべて政府より發言するものでござります委員があくつてのからぬものでござります

第四章 國務大臣及樞密院顧問

問 國務大臣と内閣の大臣と別は任命せらるゝものでなきとこのことをはばなしになりましたが内閣の大臣のなよくをいふものですかまた樞密顧問と樞密院の責任をいふものですかまた如何様なるわけをいふものですか

答 國務大臣と内閣の諸大臣と内閣總理大臣、内務大臣、外務大臣、大藏大臣、司法大臣、海軍大臣、陸軍大臣、農商務大臣、逓信大臣、文部大臣、を指したるものでありまして別は國務大臣と任命せらるゝものでござりませぬまた樞密顧問と樞密院といふ院がでありますのは承知でありませうしりの樞密と樞要なることをつかざる院よてこのわけの則ちこのせつの憲法によて天皇陛下が一存で制定せられたものでありませぬ則ち樞密院の顧問を経られし上憲法發布になりましたのでそれらのことを顧問するが樞密顧問であります大政府のこの容易よかるしくおこなふものでありませぬから天皇もこのことを樞密院の顧問に付せられ國家よしかれたることでありませぬは樞密院の顧問は條よりて御たづねされくわしく御こたへをせしませう

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

問 國務大臣の天皇を補弼しその責を任ずとありますればすべて國家のこの國務大臣のせめよて天皇の万事知りたまひぬといふことですかついでたどひ外國よたいし軍もあるよも國務大臣の責なるものですか果して國務大臣の責をば天皇の戰を宣し和を識するよとの第十三條の如何あるものでせう天皇の任よあらざるもよろしからんかどうも

ひます

答 國務大臣の責は任すとの假令は内務のことに内務の大臣があり外務のことに外務大臣があり大藏のことに大藏大臣があり司法のことに司法大臣があり海軍のことに海軍大臣があり陸軍のことに陸軍大臣があり農商務のことに農商務大臣があり逓信のことに逓信大臣がありましてそれらの責任があります、すべて内國のことにのみならず外國に對するにとまでも天皇をもちたてたすけて國家を維持せねばならぬといふことで天皇あれば大臣ありみな一輔翼して國の政事を行なひねばならぬとのことでありますかならず軍をするのも和陸するののも天皇が親らなしたまふもの、大臣は知らぬといふわけではなくして國家一般のことよつきりのつかさどるところの職務よつき責があるものでありまして則ち國家の重任でござります

問 凡て法律勅令其の他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要すとあり天皇の勅令は國務大臣の副署を要するものでせう天皇陛下の詔りも副署するに如何様なるわけのことですか

答 法律勅令も悉くも發布のあるとき國務大臣の副署を要するに則ち只今今はなしをすところ國務大臣の國家の重任でありましてまたその責任がありますから副署せねば

あらぬものでもし副署なきときその責をのがる、道理で天皇がそのことでも國家をたいしてのこといられの樞密顧問よかけらるゝことがありまた法律など貴族院衆議院の議決のうへ發布のあることですから國務大臣の副署を要するに至極至當なることですでははなしをすことと天皇を輔翼するの任ある官職として何事をも政治上よりその責は任するのあたりまへのことでござりますから國務大臣の詔りも法律の發布も姓名を副へ捺印せしむるものとござります

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

問 樞密顧問ハ樞密院官制の定むるところより天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議すごありますや天皇の諮詢とい如何様なることですかまた重要な國務とい如何様なる國務でせうか

答 天皇の諮詢とい則ち天皇陛下の傍質問なたいし樞密院の官制は定められしとをり奏上することでもまた重要な國務とい國家政治上よつきても内外よついても普通なる事である國よたいしても天皇よたいしても重もあることを議するところでありませうこの樞密院顧問ハ貴族院衆議院といちがひ職ハ國ハ重もあるところでありませう國務大臣の任

どいちがひ政治上より責任者でありませんが則ち貴族院の議員ともちがひ國家は於て天皇陛下より一ツの問題を樞密院へ下付せられしを顧問官にて審議しうの議決したることを奏上するところで諸法律を施行するところでもありません一寸ひとくちよいへば天皇陛下がうふだんをされるところとをせしてやうござりませう實は國家のためより重要なるものでござります

第五章 司法

問 司法とハ裁判官が執行するところの法律と指してをしますか

答 さやう司法とハ國家は敷かれたる法律規則をうの所犯のものへ照らし行ひ則ち執行することをつかさどるものでありまして刑法民法などの規則よしたがい曲直理否をばん斷いたし現は法律を維持するものでありますやうも一國は法律規則がなければ人心我まし勝手よありまたまかれるものもりの腕力よて直ぐなるものを壓し善惡の條ちたす弱いものりむやみよいじめられて力のつよきものと金のあるものばかりが勢を得て來ませば國のみだれて秩序がさつぱりなくなりす夫故は法律のなきていからぬものでござりまする全体この司法とハ一種ひとり立のものにてほかの行政の權も壓せらるゝとなく聊も偏頗なきものであります即ち國家人民の性命財産名譽さどの權利を保護する

もので一日もなくてはならぬ大切なものでもござります

第五十七條 司法ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

問 司法權ハ天皇の名よおいて法律に依り裁判所これを行ふとハ天皇の御名よて裁判をせしわたすとのことでありますか

答 この司法權ハ天皇の名よおいてとハ前よおいなしまをしたるとをり司法權といふもの國家重大のものあるゆへは天皇陛下の御名をもつて執行するものでありますしかして天皇陛下親らこれを實行したまふわけでありません則ち重要なる司法ですから天皇陛下の名よての裁判所の判事をして實行せしむることでありす

問 裁判所の構成ハ法律をもつてこれを定むとありますがこの構成といハ如何様なることをせしませうまた法律をもつてこれを定むといハ如何様なる法律がありませうかまたこの法律といハ一般の法律を指したるものですか委數御説明を願ひます

問 裁判所の構成といハ裁判所を組織することと裁判所よおいて裁判官あり其の裁判官なるものたどへハ民事よハ判事幾人あり書記幾人ありまた刑事よおいてハ檢事幾人あり書

肥後人ありとて重罪裁判所なり輕罪裁判所なり違警罪裁判所あり始審裁判所あり扣訴院
なり大審院ありすべしとの裁判所ありて構成すべきものでありませし依て法律をもつて
これを定むるといふの構成法でありませし一般の法律を指したるものでありませし裁
判長の権限と所理と検事の権限と所理と則ち治罪法ありませしとく控訴院の
構成のなよくとあり始審裁判のなよくとありの法律がありませしはりの法律を
指したるものでござりませし

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ズ
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免ゼラル、コ
トナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

問 裁判官の法律に定めたる資格を具ふるものをもつてこれに任ずとありうの法律に定
めたる資格といふ如何なる資格でせうか
法律といふ別は法律がありませしかまた一般の
法律を指したるものでせうか

答 法律に定めたる資格といふ則ち判事登用試験及第せしものかまたの代言人五ヶ年
以上の事務に従事したるものもあらざれば裁判官となることを得ざるものでありませし

てこれのなきよきをせずとほり人民の曲直を判から人民の權利を保護するものですからよ
くくりの法律にあかるきものをしてりの裁判官たることを撰ばねばならぬものですか
ら則ち法律に定めたる資格をうらふるものゝ任ずとありませしこの法律といふ一般の法律
でいありませしんりの採用に在るべきの判事登用試験などのことでありませし

問 裁判官の刑法の宣告また懲戒の處分は由るのほかりの職を免ぜらるゝことありと
ありこれの如何なることとござりませしか刑法の宣告といふ刑事に觸れりての刑をせし渡
されたることとすかまた懲戒といふ如何なるものですか

答 刑法の宣告といふ見解のどをりうの裁判官が刑事に係るの犯罪がありませしりての所
罰をせし渡されたることを謂ふものでまた懲戒といふ裁判官の人民の依頼を受け判断す
ることを得ずとまたいひての罪より重禁錮に處すとのことと云ふたるもので
ことなきが發覺するるときい何よりの罪より重禁錮に處すとのことと云ふたるもので
則ち刑事の宣告かまた懲戒の處分は免職あることありませしといふわけ
でござりませし則ち裁判官の終身官をなすものでありませしからよくくりの資格をうらふ
るものですかまたいひての任官に在るものでござりませし

問 懲戒の條規ハ法律をもつてこれを定むとありこれ法律がいつよ出來るものでせう

答 なるほど懲戒の條々其規則の別々法律が定められたるもので則ちさきよらばあし
したる何よく賄賂をどを受るもの如何様ある罪は罰するなるといふことが法律よ定
めらるゝものでござります

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害
スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ
停ムルコトヲ得

問 裁判の對審判決のこれを公開すことあり裁判の對審との原告人被告人呼出されたと
いふされしことをまをしますかまた判決との裁判ををし渡されることをまをしますかまた
公開との傍聴をゆるされしことを指したるものですか

答 對審をまをすの御見解のごとく原告人被告人また被害者害者双方ともよ一同よ法
まよびいたされ裁判官よりしらべらるゝことをまをしますまた判決とのしらべがす
んでいよくの罪またのりの曲直をまをし渡さるゝことをまをします則ちのまを
し渡さるゝときも双方一同しらべらるゝときも何人よかざらず傍聴をゆるすとのこと
公開といふことでもありますが則ち刑事の裁判も民事の裁判もあなじことでもござります

問 但シ安寧秩序又ハ風俗を害するの虞あるときハ法律より又ハ裁判所の決議をもつ
て對審の公開を停むることを得とありこの安寧秩序又ハ風俗を害するの虞あるときとい
如何様ある場合でせうか如何様なるわけですか

答 安寧秩序又ハ風俗を害するの虞あるときとい則ち國家の安寧をうごなひもしく
社會の秩序をうごなひまたハ風俗をうごなふことありれがあるときといふことで他人
の耳にいれてのあらぬことでありまして則ちの犯ししものをとひたすよハ細密よ
問せねばならぬことゆへりの見込があれば秘密よせねば傍聴をゆるすと公衆よ弊害が
よびてのならぬわけで法律の定めある公開を停むるのことは依りまたのり
てこの事の傍聴ある對審してのめしきものよ傍聴を禁止停むるといふわけであるもの
でござります實ハ對審のときハ公開するも國事犯の罪とか何とかの場合よつき公開を停
むることでもござります

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定

問 特別裁判所の管轄に屬すべきものハ別々法律をもつてこれをさだむとありますがこ
の特別裁判所との某の地よ設けあるものですか重罪裁判所とか始審裁判所とか其の他各

裁判所の承知いたしおりますが特別裁判所といこの憲法發布よつき新らた設けらるゝ
ものですかまたりの裁判所よてい如何様なる罪を裁判するものでせうか

答 いかよも特別裁判所とい一應御説のおもむきですこれの先づ説明すれば臨時裁判所
といふやうあるものでりの臨時裁判所といこれまで追一設けられたるごがありませ
う即ち彼の裁判所と御了解なされてしかるべく戦時のごとき裁判所を設けられるもので既
よ九州佐賀暴動のごとき佐賀開かれ九州肥後の城は鹿兒嶋より押し懸け戦時のごとき
りの土地一よおいて開かれしたるごとき特別裁判所とい豫てりの土地よある始審裁
判所またの重罪輕罪裁判所とい違ひ設けられますものでりの裁判所よて裁判すべき管轄
よあるものりの特別法律をもつてさだむることと豫てある裁判所裁判所の管轄
外あるものといふごときごさります

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル
ノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキモ
ハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限リニ在ラズ

問 行政官廳の違法處分より權利を傷害せられたりとするの訴訟として別法律を
もつて定めたる行政裁判所の裁判は屬すべきもの司法裁判所を以て受理するのかが

りおめらすとありこの行政官廳とい何れの官廳を指したることとすかまた國一の府
縣廳をさしたることとありませうか

答 この行政官廳とい海陸軍省司法省を除外する内務省を初じめいはゆる中央政府
の本省および府縣廳郡役所をさしたるものでござります

問 御説明でわかりましたが左すればりの行政官廳へつとむる官吏りの官廳の法規
よりむきりの處分よりて權利を傷害せらるゝごりの官廳が無理あることを官吏よ處
分いたしたといふごときとござりませうか

答 あるほりの官廳よ於て法規よ觸れ處分をうけ人民の權利を傷害せられたりとて
訴へいづるごりの行政裁判所の裁判は屬すべきものでこの司法裁判所に於て採用し裁判
するものでなしといふごときとありませうか 行政官廳へつとむる官吏が權利をうごさ
れしとの御見解のちと誤りよて則ち人民よ對するの一般のごとをさしたるもので則ち行
政官廳よおいて法規よちがひ處分をうけりの處分よて人民の權利を傷害せられし場合
よおいて其の訴訟取扱ハ司法裁判所の取扱ふべきものでなく行政裁判所よおひて
取扱ふべきものといふごときとありませうか この行政裁判所といまだ設立よなりませんが
いづれこの憲法執行前よ出來るものでござりませう

第六章 會計

問 會計と天皇陛下の經費をさしたるものですかまた陸軍省并諸官廳の會計を指したるものですか

答 會計と天皇陛下の經費もなしたる海陸軍省および諸官廳の會計でもありませんこのよいう會計と日本帝國において國家の收入および支拂法をいふものであります則ち國家の收入をさしたる會計の國の活用する程でありましてこの會計法は如何なる方法とするまた如何なる方法として政治を行ふものといふことを法と設けたるものであります世の中よの會計の法をければ一日も將來の歳月を消することあたはざるものでこの國家の會計の誠なるものよて方法を設けたるものであります

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラズ 國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ

問 新たに租税を課し及び税率を變更するの法律をもつてこれをさだむべしとありこれのしんきよ諸税を人民にたいし課することでありませうまた税率を變更するといふこれ等の税金をあげさげするをいふものでせうかすなはちこの法規をさだむるものでありませうか

答 なるほど御見解のとをり新たに租税を課しといふものや定めある租税の外しんきよ税金を人民より徴收せしむることをいふものでありますまた税率を變更するといふこれまた御見解のとをり税金の割合をあげさげするやうなることでの變更するときは法律をもつての規則をさだむるということでは

問 但し報償に屬する行政上の手数料および其の他の收納金に前項の限をわらふとありこの報償といふ如何なることをいふものでせうかまた如何なるわけでありませうか
答 この報償といふ政府のなしたる特別の努力ある人よたいし報酬となるなどのことをまをしまして則ち登記所よおいて納むるところの手数料あるものでありまして行政上でのやうせいぶふんのことでの報償よぞくする行政部分の手数料および其の他の收納よかゝる金員よかゝらず法律をもつてこれをさだむるがざりていふいふのの手續料をいふは既定めあるとをりよて行ふてもよろしきことをいふは

問 國債を起しおよび豫算よ定めたるものを除くのほか國庫の負擔とあるべき契約をなすの帝國議會の協賛を経べしとあり國債と外國より借り入る、借金ですかまた帝國人民よたいし政府が借入金することですか

答 國債と外國より借り入る、借金とちがひまた人民より政府が借金することもなくすなりち國債は帝國人民の手よある公債證書のごときものが國債よして政府より現金と引きかへ證書の皆を政府よ戻るまでの國債といふものですゆへよりれらの國債でもあらたよおこしまたの日本帝國の國庫金より契約するやうあることをおすとき貴族院衆議院の議會を協賛すること、いうことでありますもつとも政府よおいて豫算よさだめたる費用をのぞきりのほかのことよつき國庫金のふたんとあるべき契約するときは帝國議會の協賛成賛を経ねばならぬといふいみでござります

問 國庫と日本帝國の租税などの集金あるところを指したるものですか則ち政府の會計といふものでずか

答 國庫と國稅の集まるをもつてなりたつものをいうもので則ち前條公債證書を現金よ引きかゆるの國庫金よてかばるもので國稅と租稅のことですたとへば自今一已のことよすれば小遣い金と元と金としておくやうなるもので元の金がいりゆる國

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限リハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

問 現行の租稅の更ニ法律をもつてこれをあらためざるかざりの舊よりこれに徵收するといこれまでの租稅のあらため法律がかはりさへせねば矢張りこれまでのとをとりたつるといふことでありませうか

答 御みこみのとをりよていまおさむる租稅のさらは法律がかはりさへなければいませ、でのとをり政府よりとりたつることでありませ

問 この租稅というつかりしてよみましたか矢張り區役所またの戸長役場よりとりたつる納さめものでせうか

答 おほせ御もつともでござりまする區役所またの戸長役場より徵收するも地租あり營業稅あり戸が、りとかまをすものさざまありませ、ありませ、假令は地租ならびに酒造稅菓子稅と別段政府より稅則をもつて布かれしものすべて租稅とをせし旅籠屋またの餉賣又の藝妓稅などの地方稅としてりの府縣よの縣會の評決を経て徵收し地方稅の中央

政府へ納まるものでありませぬ則ち學校費とか戸數割とか配分よなりませぬものなり
區および市町村の費途あるものです地方税の府縣會よてさだめ市町村費の市町村よて
さだむるものよてこの租税というの則ち大藏省へおさむるところのものを指したるもの
でござります

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ベ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國
議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

問 國家の歳出歳入の毎年豫算をもつて帝國議會の協賛を經べしとありこの歳出歳入と
い如何様なることをせよとしますかまた如何様なるわけですか

答 歳出歳入とい矢張り租税の集り高を支拂ひたるところの高を指したるもので則ち歳
出とい一ヶ年のあいだ支拂ひたる金額が何程また歳入とい租税おとすべて國庫入りあ
つまるどころの金額が何程と毎年く見こみの豫算をたて、國會議院の協賛を經ねばな
らぬといふことでござります則ち歳入歳出とも日本臣民のあたさまかゝるものですか
らすべておきらかよせねばならぬといふことであります

問 豫算の款項は超過したる豫算のほかは生じたる支出あるとき後日帝國議會の承
諾をもとむるを要すとありこの豫算の款項は超過しとい如何なることをいうたらよふと
ござりますかまた議會の承諾をもとむるとい承諾することを請求するとの意味ですか

答 これの豫算がりの歳々またちませうたへハかよくの費用が何万圓かよくの費
が何千圓としてこのとこみをたて豫算をたてる一ヶ年の政府の暮しをたてたるよりの金
がりの條項の金高は越へたるかまたいりの豫算項目のめやすのほかは出來たることがあ
るときいりのとき支拂ひたることあらをあとよて貴族院衆議院の議會またいし告げ承
知する様兩院よりのことあらを提出することを必要とすることでありませぬものつとも豫算
の項目の兩議院が協賛を經たるものなれどもあとより生ずる支拂金おといりのことをき
よつき人民も知らざる道理なるよより必ずあとよありても議會の承諾をもとむるをかき
めとすることとでござります

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ

問 豫算の前は衆議院に提出すべしとありこの豫算とい前條の豫算と同一なるものです
かまたほかは豫算することとありませぬかまた前は衆議院に提出すべしとい何の前の
提出するものでせう將た如何様あるわけでありませうか

答 豫算との則ち前條の豫算を指したるものでありの豫算の先づ衆議院に提出し衆議院に議了せし後貴族院へ廻りすものですこれ第三十三條に御はなしまをしたるを議院の上下院あればりの下院よりさき議しましつれより上院で議したんだんどの順序に議事がすみしかるのち天皇陛下の裁可あるものであります誠一國のまつりごとをなれば輕ろしくすべからざるわけのものであります

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セズ

問 皇室經費ハ現在の定額に依り毎年國庫よりこれを支出し將來増額を要する場合を除くほか帝國議會の協賛を要せずとあり則ち皇室經費の内裏の御慈し方の費用をいふものでせうこれに現在のさだまる金額によつて年々國庫金より拂ひ出さるるといふものでせうか

答 皇室經費の内裏の御慈しかた即ち皇室の費用でありましてこれに大政府の國庫金より年々歳々支拂はれるものでこの經費に現在の費額をもつて定められてあるものですからこれを支出するものです國庫のこと第六十三條に説明いたしたるをりであります

問 將來増額を要する場合を除くの外帝國議會の協賛を要せずとのことこの増額を要する場合との如何様ある場合をさしたるものでせうりのほか帝國議會の協賛を要せざるのちでせう將來とのこのさきとといふことでせうか

答 將來との御承知のとをりこれよりさきとということですがこれはからさき皇室費額を増さねば御慈しかたがたぬことで現在の支拂ひもつかへることがあれりのちき帝國議會なる貴族院および衆議院の議事は協賛賛成を要せしむることでありまする凡り皇室の國王の御館として則ち日本帝國の皇城あることなればりの臣民たるもの万半御さしつかへなきやう經費のさいし義務があるものですゆへは皇室費の豫定定めらるるごころの現在費額に則ち國會を経ずともつかへなきものでありますだよつて皇室費の帝國議會の協賛を要せざるものと憲法がたちましたるものです

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ズ

問 憲法上の大權に基つける既定の歳出および法律の結果によりどの如何なることをまをしまするか憲法よさだめたる歳々支拂ひの金額また法律の定まるところといふも

のですか

答 憲法上の大権云々との憲法の規則よりもつき則ち士臺とありさためられたる歳入の支拂金額またこの法律規則の定まるところの未よりといふことでのりのことかまた法律のうへの政府のなすべき義務に属する歳入の支拂金額の政府の同意せざれば帝國議會の専断としてこれを濫除しまたけつり減することならぬとのことでありましてこれのせんば國會でも政府の豫算額が其の政府の同意せざるうへの勝手よりの豫算の項目をのぞきまたこのの費額を減すなどのことならぬものでありますもし政府の同意があくつてけつりまたこの豫算の項目をのぞくことあれば政務のうへが運川出来ず政務をたもつことならぬものでありますから憲法の権と士臺もある定められたる歳入の支拂額および法律のさだまりよりまた政府のあすべき費用歳入の支拂額よりの筋の同意なきときこの議會の權利を以て勝手よりの豫算額の項目を除きまたこの金額を減すやうなることならぬといふものでござります

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

問 特別の須要より政府の豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛をもとむること

とを得るといふ如何様なることをいふものですかこの特別の須要といふ如何様なることをさしたるものでせうか

答 この特別の須要といふ國家通常あたりまへの經費のほかあるひに海陸軍よつき擴張するたため目的をたて十年かまたは五年か費用を豫算し繼續費するがまたこの勸業のため十年間の見込をたて原野などを開墾するかなどこのことを政府において必要としりれこの豫算額をたて繼續費いたし政府より帝國議會の協賛成をもとむることが出来るといふわけでありまする則ち年々歳々の豫算額とし費用を定むるときはいつのゆる繼續事業また陸海軍の擴張件について實際不都合あることがありすから年限をたてその費額をさだめおきつかひならひするもつかへおきよりこの繼續費を豫算よくみたて議會よかくることでありす

第六十九條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クベシ

問 避くべからざる豫算の不足とおきかためまたこの豫算のほか生じたる必要の費用を充つる爲めは豫備費を設くべしといふ全体よか、る費目の不足かまたこの箇條よつき豫備費をもふくることですか

問 これの全体の豫算項目よたいすること、何々の豫算の不足とが限りたるものでありませぬ、避くべからざる豫算の不足というも、則ちさしおかれざる支出をいうもので、豫算よ不足を生ずるといふも、ひながらもすておかれざることを、あれば、支拂いねばならぬこと、です、からう、これらの起りしとき、一は、議會を開き、支拂をする、そのこと、い、手数をかさね、又、間、ありぬ、ことも、あり、う、れ、だ、か、ら、か、ね、て、豫、備、と、し、て、備、へ、お、く、も、の、で、あ、り、ま、す、こ、れ、いはゆる、豫、算、外、よ、い、で、た、る、諸、項、目、の、費、額、を、償、ふ、の、豫、備、額、で、ご、ざ、り、ま、す、

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其承諾ヲ求ムルヲ要ス

問 公共の安全を保持するため緊急の需用ある場合において内外の情形により政府の帝國議會を召集することあたひざるべき、勅令により財政上必要の處分とあすことを得とあり公共の安全と、國家の万件よつき安全をたもちまをすため至急ある需用あるとき、の情形より、て、議會、の、急、よ、出、來、ぬ、ゆ、へ、天、皇、陛、下、の、御、處、分、を、な、さ、れ、る、と、の、意、味、で、す、か、う

の内外と、内國と、外國とを、さしたる、ものです、か、財政上と、國家の費用などを、いう、もので、す、か、如何なる、こと、です、か、

答 これい、お、ほ、く、戰、時、の、と、き、さ、ど、よ、お、こ、る、こ、と、お、も、ひ、ま、す、が、則、ち、公、共、よ、か、る、安、全、を、た、も、つ、た、め、至、急、あ、る、需、用、い、は、ゆ、る、い、ろ、の、入、川、も、の、が、入、る、場、合、が、あ、れ、ば、内、外、の、や、う、す、よ、り、ま、し、て、政、府、の、國、會、則、ち、衆、議、院、亦、り、貴、族、院、亦、り、の、議、員、を、召、し、あ、つ、め、會、議、す、る、こ、と、が、問、よ、あ、ら、ぬ、と、み、こ、み、が、あ、れ、ば、天、皇、陛、下、が、規、則、を、さ、だ、め、ら、れ、國、家、の、財、政、上、よ、り、必、要、あ、る、御、所、分、あ、る、こ、と、し、い、ふ、も、の、で、す、い、ま、御、は、お、し、い、た、す、と、を、り、國、家、一、般、の、み、な、ら、ず、國、家、よ、つ、き、安、全、を、た、も、た、あ、く、て、い、ち、ら、ぬ、こ、と、が、あ、り、い、ろ、の、入、用、も、の、が、必、要、な、る、議、會、を、ひ、ら、く、こ、れ、を、議、す、る、お、お、い、て、の、急、場、の、用、よ、た、す、ゆ、へ、天、皇、陛、下、が、令、を、下、し、賜、ひ、て、す、の、こ、と、を、親、ら、御、處、分、遊、ば、さ、れ、る、も、の、で、も、と、よ、り、知、れ、た、る、こ、と、な、れ、ば、議、會、の、協、賛、を、經、る、の、當、然、な、れ、ど、も、さ、し、延、べ、さ、る、こ、と、よ、つ、き、て、の、處、分、で、ご、ざ、り、ま、す、こ、の、内、外、と、い、す、べ、て、の、内、外、よ、て、單、に、内、國、外、國、よ、か、ざ、ら、ず、一、般、の、内、外、を、い、う、も、の、で、う、ち、り、の、情、形、と、い、う、こ、と、で、う、の、あり、さ、ま、よ、り、と、い、う、や、う、な、も、の、で、ご、ざ、り、ま、す、ま、た、財、政、上、必、要、の、處、分、と、い、無、暗、み、よ、金、額、の、費、へ、さ、き、や、う、よ、く、の、こ、と、を、辨、へ、て、處、分、す、る、こ、と、で、一、家、で、ま、を、し、ま、す、な、ら、よ、く、費用を、支、拂、ふ、の、計、畫、上、と、く、考、へ、て、む、だ、よ、を、ら、ぬ、や、う、家、政、が、た、つ、や、う、よ、金、額、を、費、

府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

問 國家の歳入歳入の決算ハ會計検査院これを検査確定し政府の検査報告と俱ニこれを帝國議會に提出すべしとありこの歳入歳入の決算と歳入のしらひ歳入の収入の決したる額をまごめ何の項目のなほどの費用また何の費目何ほどの支拂ひをいたしたるよつきてのことといふものでせうの結局の算どふを會計検査院これをなだめたるものを國會議院よいたすものといふことでせう

答 いかにもさよふであります國家の財政上ですからあきらかませねばならぬことで政府へなほどの金額があつたりるよつきよりあほほどのつかひはらひあつたといふめいさのものを會計検査院が検査いたしてさだまるものとなりうれを政府よりの検査院の検査すみあるかきつけと、も帝國議會よくり帝國議會の昨年度の政府の費用金またあつまる金額のなほどのなることを承知するものでありますこれまごよあきらかなることとござります

問 會計検査院の組織および職權ハ法律をもつてこれをさだむるにありこの検査院とこれまでもあるところの會計検査院を指したるものですかまたほかよ出来るものですか

の組織と職權ハ法律が別よ出来るものでありますかりの法律と一般の法律よ出来るものでせうかりの職權といふ如何なることをまをしませるか

答 會計検査院といふこれまでのあるところの検査院でこれまでも夫々職權とりの權限が規則がありますものでりの職權とりの役人の仕事前といふことで官吏の官吏だけりる權限がありますがこの検査院の職權ハ國家の會計のつかひはらひをまきらかよするため検査するの役目なればなほさら職權をつけれあるものです官吏のうりをするこなくも會計の誠まぢがひやすきものですから鄭重よせねばならぬことでこの検査院といふものがあるものですまたりの組織またり職權ハ法律をもつてさだむるとり検査院の職務上よつき法律規則がさだまることでこれり一般の法律とちがひ則ち検査院の職務職權あるものにかよふなる法律といふものでかよふことをするを検査院の職務とするといふこととござりますかあらずほか一般の法律でいありません

第七章 補則

問 補則の如何様ある意味でせうかまた如何あるわけでありますか

答 この補則といふ憲法一般よつきて適用せらるべき條項をさだめたるものとしてまはの章の條項を適用よ及び足らぬ處を補ふところの規則であります

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議院ヲ帝國議會ノ議ニ付スベシ此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其總員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレバ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

問 將來此ノ憲法ノ條項を改正するの必要あるときハ勅命を以て議院を帝國議會の議ニ付すべしとありこれかならず勅命でなければ改正することが出来ずまた勅命をもつてハ議院を帝國議會に議せらるゝとのことでありませうか勅命にて議會に付すとハさも鄭重なることでうれいよなよかわけでもありませんか將來どのこれよりさきといふことでせうか

答 御見解のとおりですなるほどこれよりさきこの憲法の條々を改むることがあるときハ天皇陛下より議院則ち原案を貴族院衆議院の議會に議せよとして下付せらるゝ者で御説のとおり天皇陛下の命をもつて下付せらるゝハ鄭重ですが憲法ハ既ハ御はなしいたしたるごとく國の土臺ともいふべき法律につき勅命でなければ如何様なる權利ある貴族院よせよ如何様なる衆議院よせよと云ふことハあらぬものでまた當時發布せられし憲法とても後世よありてハこの時世よつきたた改正ならぬものよハかられることよ

すからもしこのよふあることよありければ前條のとおりすべきものといふことでありませう

問 この場合よありて兩議院ハ各々其の總員三分ノ二以上出席するよあらざれば議事ヲ開クことを得ずとハ前條の議院ハ憲法の改正が下付せられしときハ貴族院および衆議院ハ出席議員が總員の三分ノ二以上であつてハ議事が出来ぬといふものですかまた三分ノ二以上であつれば議事ならぬといふことでござりまするか

答 いまおのなしするとほり憲法の條項を改正するなどのことがあれば勅命よより兩議院の議員が六百人あれば四百人以上議院ハ出席せざればこの議事をひらくことあらざるや議事ならぬといふことです

問 出席議員三分ノ二以上の多數を得るよあらざれば改正の議決を爲すことを得ずとありませうといふわけのほりの議事を決することよ三分ノ二以上なくても議決することよならぬものといふわけのせうしかるよ第四十六條より兩議院ハ各々其の總員三分ノ二以上出席するよあらざれば議事を開きたた議決するよとありませうとありませうしてこの條より三分ノ二とありませうとせう

答 御了解のとおり議員が總員の三分ノ二以上出席せざれば議事がひらかれずまた三分

の二以上なければ議決することからぬものでござりまするが第四十六條の兩議院の出席議員の三分の一とありましますこの憲法の改正にかする議事でありませぬ彼の條の國家の議事ですからちがひます全体貴族院も衆議院も議事すべて出席議員が三分の一以上あれば議事もつかへなきこととしてこの議決もつかゆることをなすもこの憲法の條項改正にかするこの條の御はさしませすを尤も大事なる國の士臺ともある法規の改正ですから普通の議事とちがひ議員も三分の二出席せねば議事する事あらぬ議決あらざるものとあるわけでもござりまするたゞは自分一己のこととて親類よりあひ相談することがありまた大事あることがあれば親類しんせき組内また一と村寄り合協議相談することがありませう矢張りうれとあなじこと大事なる憲法の條項をあらたむるわけですから議員もあたりまへとちがひ三分の二以上議事した議決することでありませ

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セズ

問 皇室典範の改正ハ帝國議會の議を経るを要せずとありこの皇室典範の第十七條のうちありませした皇室典範の元來天皇様の一家の事を規定し賜へることですから國家の政事を議するの帝國議會がこれより味しを入ることあるべからざるものでして如何様あることあるもりの皇室典範の規則と議事よかくることなく議會よりさら關係なきものであります

の議事よかけませんものですか

答 この皇室典範の矢張り第十七條のうちありませしたるもので則ち皇室典範の元來天皇様の一家の事を規定し賜へることですから國家の政事を議するの帝國議會がこれより味しを入ることあるべからざるものでして如何様あることあるもりの皇室典範の規則と議事よかくることなく議會よりさら關係なきものであります

問 皇室典範をもつてこの憲法の條規を變更することを得ずとの皇室典範の規則によつて憲法の條規をかへることの出来ぬといふものですかこれの如何様なるわけにてまじたることですか

答 いまほこたへませしことを皇室典範の改正ハ一切帝國議會の議事よかくることなきことゆへまたこの皇室典範の條規より國家政府人民一般に關係するこの憲法の條規を左右することのあらぬことでありませす則ち皇室典範の憲法のうちでもありませぬまた憲法とたいするものでありませぬほんの天子様の御家法でありますれば憲法の條項および規則を變更することあたひざるものといふことでもござります

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ズ

問 憲法および皇室典範の攝政を置くの間これを變更することを得ずとありこれの憲法またり皇室典範の條規を變更するの必要あるも天皇様の後見人またり代理者たるの攝政の權をもつて變更することのならぬといふことですか第十七條のうち攝政の天皇の名もひて大權をおこさうとありこの大權を行う攝政が變更が出来ぬといふ如何様なることでありませう

答 攝政といふ天皇様の御幼年とかまたり事情があつて一時天皇の代理者といふものなれば仮令天皇の名をもつて大權をおこさふといふことだけれども國家におひて最高なる法典を攝政が政を執る間は變更することのならぬものでこれの天皇陛下の親らおしたまふもので決して變更するなどのことの出來ぬものでありませうとくまでもこの大法の天皇陛下の親らおしたまふもので如何様なる高等なる官吏でも大臣でも議院でもうごかすことの出來ぬのですだから憲法および皇室典範の攝政を置くのめいたこれを變更することを得ずとありませう理目でござりませう

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヒタルニ拘ラズ此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス
 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ

依ル

問 法律規則またり何等の名稱を用ゐたるは拘らずこの憲法に矛盾せざる現行の法令も總て遵守の効力を有すとありこの法律規則命令といふこの憲法のうちのことを指したることですかまた如何様なることをまをしますかばたしてこの憲法の法規をさしたるものといたしますれば憲法に矛盾せざる現行の法令はすべて遵守の効力を有すといふ如何様なる意味でせうなんだかさつぱりわかりませう全體了解がつかまへんのですどうぞ明瞭に御のたましくだされませ

答 さうでせうこの法律規則命令といふこの憲法のうちでありませうこれの則ち法律なり規則なり命令なりまた如何なる名稱を用ゐたるものか、はらすこの憲法の條規に抵触いたしませぬ今あるところの法令はすべて其まゝ、よまもるものであるといふことで矛盾せざるといふ法規よふれざるこのことのみを、法律規則でも命令でもすたりいせぬものでせうならぬといふことですか、總て遵守の効力を有すとあるものでござりまする則ちこの法律といふ一般にある法律で規則といふ行政上の便宜のためよさだめられたるものでまた命令といふ特別よかやうよせよとありませうかやうよしてのあらぬといふやうなことを命令あるものですかこれらのことが憲法の法規よふれざるかざり凡て

現行の法令の効力あるものというわけでありませう

問 歳出 上政府の義務に係る現在の契約又は命令のすべて第六十七條よるとありこの歳出とハ支拂金額を指したるものですかまた政府の義務よかかるとい如何様なることをなしたるものですか矢張り第六十七條のこをならしたるものですか

答 歳出 上政府の義務に係るとハ第六十七條の意味でありまして一ヶ年間の支拂則ち歳出 上政府の義務よかかる契約則ち公債証のこときものがまたハ命令よあるべきこといすべて第六十七條の例よよるといふことでありませう現在よあるところの契約でも命令でも前條のしだいよよりてなすべきこと、いふことでありませう以上のハ説明で始めて憲法といふもの、意味が一通りわかりましたとて、たいしたこみいつた六ツヶ敷ものでありますとふを願わくば是ハ付屬して議院法のハはなしもねがひたきものです如何でせう引きついでハ問答いたしたきものです………よろしく御座りますとらハ是より席を改めてよみかけませう

朕 樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之ヲ公布
セシメ併セテ貴族院及衆議院成立ノ日ヨリ各々本
法ニ依リ施行スベキコトヲ命ズ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道
- 農商務大臣 伯爵 井上馨
- 司法大臣 伯爵 山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵 松方正義
- 陸軍大臣 伯爵 大山巖
- 文部大臣 伯爵 森有禮
- 遞信大臣 伯爵 榎本武揚

法律第二号
議院法

問 議院法に議院のなりたちを指たるものですか如何様あることですか

答 この議院法にいはゆる議院の法規でありまして貴族院も衆議院もこの法規より行ふものと天皇陛下より公布ありましたものです、おはちこの議院法も第一條より第九十九條までありましてこの九條よつき御たづねあればうれしく御説明いたしませう

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

問 帝國議會の召集成立および開會に貴族院また衆議院の議員をめしあつめりたりたちまたりの議會をひらくところのこと、かんがへますれども如何なるものですか

答 なるほど御見解のとをりよて帝國議會の召集成立のことと就て議會を開くものな様／＼のこととするをこの第一章よあげたるものとござります則ち第一條より第六條までありますものです

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スベシ

問 帝國議會召集の勅諭の集會の期日をさだめ少くとも四十日前にこれを發布すべしと

ありこの召集の勅諭にのりのおき／＼に命ぜらるゝものですかまた四十日前にこれを發布すべしとあるのを四十日前とかぎりあるものでせうか

答 この勅諭に貴族院と衆議院と議會を開くよつきての勅諭として則ち何月何日より集會することよてりの期日四十日前よりの集會のことを天皇陛下より詔りよなるこのこととしてこの四十日よりの議院の議員の議會のなきとき遠方の郷里に歸り居るものもありまた銘／＼の職業あるものもあればのへんのことを斟酌して四十日前に發布あることで議員も種／＼私用があればりの用意をして集會の期日をあやまらず來集することよ都合よきことゆへ彼是とり束ね發布よなりますものです

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議員ノ會堂ニ集會スベシ

問 議員の召集の勅諭に指定したる期日よあいて各議員の會堂に集會すべしとあり

この指定したる期日よ第一條の天皇より御諭しよなりし開會の期日をまをしませうか

答 御了解のとをり貴族院の議員も衆議院の議員も何月何日よあつまれたの勅諭よよりの當日よ貴族院の議員も衆議院の議員も衆議院の議員の衆議院よあつたりの議院の會堂よあつたり集會することよ會堂よりの議院の室よて則ち議するところの會場室

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スベシ
議長副議長ノ勅任セラル、マデハ書記官長議長ノ職務ヲ行フベシ

問 衆議院の議長副議長ハ其の院より三名の候補者ヲ選舉せしめ其の中より之を勅任すともりましてこの候補者との如何様ある意味でせうか議長副議長ハ選舉あるの人を指したるものですかまた勅任すともりましてこれハ議長またハ副議長ハ勅任官吏とありませぬのですか

答 衆議院の議長またハ副議長ハ其の衆議院の議員のうちより議長とあるべき人を三名とらびまた副議長とあるべき人を三名とらびりの三名のうちより議長を一名副議長を一名勅命して任ぜらるゝとのことでありませぬこの勅任ハ勅任官吏でハありませぬ議員とすをすものハ官吏でなくこれまで府縣會議員のやうなもので衆議院の議員でありませぬこれハゆる國會議員ですすまはち大事なる國會議員の議長ですから天皇陛下より勅任せらるゝもので大ニ權利があるものでござりませぬ候補者ハ一名の議長副議長ハ三名ヲ、撰み置くものが候補とらうことをす

問 議長副議長の勅任せらるゝまでの書記官長議長の職務を行ふべしとありこの書記官長とい何省の書記官長が行ふものですかまた議事を開かざるうち議長がいるやうなことがありませぬが開會後ハ議長があらぬことがありませぬか如何様あるわけござりませぬか

答 あるほど傍説のとをり一應はもつともこのこととされどもこの議長となる書記官長とい則ちほかの官省より加勢も来るものでありませぬ衆議院も貴族院も書記官といふて任官がおります衆議院ハ衆議院の書記官長が議長の出来るまで一時議長の代理をするとのことですは説のこととく議事をひらかざるうち議長が入ることハなきものですがれどもたとへばりの議長副議長とあるべき選舉會よりもあるときハ惣議員のうちよりえらまねばならぬこととでりのときハ誰れが議長となるか則ち議長とある人がありますまいりのやうなときをさしたるものでありませぬ書記官長をして議長とすし議會するものでりのほか全体の議事より勅任せられたる議長をして議決するものでござりませぬかからず議長が病氣をかまたハ欠席ハ書記官長が代理をするといふわけでござりませぬものです

第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スベシ

問 各議院の抽籤法より總議員を數部に分割し毎部々長一名を部員中より互撰すべしとござりまするが衆議院も貴族院もりの議員の總數をわけて一部二部とよするものでせうりの部は一人の部長といふものを撰ぶものでせうか

答 あるほど貴族院の貴族院の議員の總人數をわけて御説のとをり第一部第二部何部と組合りの部のうちで一人の部長といふものをえらびますこと互撰といふの部の人數が御互に投票などして部長をえらむものです衆議院もあつてこと則ち貴族院も衆議院も團びき法よりての議員を第一部第二部何部とわけるの部ごとく部長一名と部員のうちより選むべしといふこととござりまする

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フベシ

問 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日をさだめ兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふべしとこの成立といふ如何様なることですかあるは貴族院も衆議院も議員がよりあつたりたるときをえらびますかまた開院式といふ如何様なる式でござりまするか

答 この兩議院成立といふより御考へのごとをりなれどもちとつまびらかさるるごことと

れい貴族院衆議院兩議院の議員召集よりたりたりたるよつきもはや帝國議會の議事を開會するの日何月何日天皇陛下の勅命がありて定まりりして兩院の議員みまゝに貴族院よよせあわせまして兩議院の開院式をとりあつてなわらゝといふわけでありませうこの開院式といふの式々といふてりれいの掟てまた設けられる規則がありませうこれいふの式を行なわれるとき定まりませうちよふと學校の始まりは開校式でありませうやうなものごこの開院式もあつてごこととてりの式をえらびますことと

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フベシ

問 前條の場合において貴族院議長は議長職務を行ふべしとありませうがこれ前條といふ第五條のみを指したるものですか第五條をさしたるものよつきませうれば開院式といふ貴族院の議長が開院式の議長となることとせうとすれば開院式も何よか議事がありませうか如何のものとせう

答 御考のごとく開院式とての場合に貴族院の議長が議長あることと開院式よあつて普通の議事をひらくこととてりなきものなれとすべしこの兩院の議員があつたり合すれば議長があつてり不都合あるものでありませうまた兩院の議員がよりあつたり貴族院の貴族院衆議院の衆議院といふいふに會合するものでなくこの式をどのときも兩議

員ともよひとつの會合するゆへに貴族院の議長が合併會合の議長とすることを豫て規則がたつたものでござります

第二章 議長書記官及經費

問 議長書記官および經費をわりますか議長といふものの箇條を以てすることて書記官の箇條を以て經費の箇條を以てするとの區分をたつるといふことですかまた如何なるものですか

答 これの第七條より第十八條までのことが第二章の部分でありまして則ち議長の一院より一人副議長も一人宛とするかまた書記官の幾人また兩院の費用の箇條を以てすることを指したるもので則ちこの第七條から第十八條までのことを物括したることです

第七條 各議院ノ議長副議長ノ各々一員トス

問 各議院の議長副議長は各々一員とすこととありますが貴族院も衆議院も議長一人副議長一人だといふこととせうか

答 なるほど見解の違ひを以てありませう

第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

問 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期よりよるをわりますかすなはちその任期年間

議長も副議長も議員とみなし年間の任期だといふこととせう任期どの議員の務め中といふこととせうか

答 まづちんみこみのとをりて衆議院の議長副議長といふとも矢張り議員のうちよりえられたるものですからその議員の任期とおなじことといふわけで議長なり副議長とても勅任のされたものたる議長副議長の任を奉ずるまでのちがといふこととありませうから並みくの議員と任期のちがを以てせう

第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

問 衆議院の議長副議長辭職又ハ其の他の事故より闕位とせられたるときは繼任者の任期は仍前任者の任期よりよるとありませうか議長副議長辭職またその他の事故より闕位云々といふわけが如何のわけとせう

答 これの衆議院の議長なり副議長なり辭職せられたるかまた何れかわけがありましてその議長かまた副議長がけつ員よりありたるときその職が出來なくてはならぬこととせうのあとの職よりよるとする人の務め年期のまへの務め年期を繼ぎたるものなればその年期の前の年期を追ひたるものなるといふことと法令に議長が辭職するときはよと任

職の後二年目であらば二年すれは全体の年期でせう左すれはの議長のあとよ
なる議長の二年で期が仕舞とて一年間つとめて辞すればと三年間
とあり三年つとめて辞すればと一年間の後任議長の任とてうわけとせりすりの繼
任者の任せられたるときより四年間とするものでなくさきの任者の年期を継ぐも
のときをしたらるべきであります

第十條 各議院ノ議長ハ其議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ
議院ヲ代表ス

問 各議院の議長ハ其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外ニ對し議院を代表すと
りすあつち各議院なる貴族院衆議院の議長たるものハ一の議院の萬事を世話せねばなら
ぬといふことですかまた院外ニ對し議院を代表すとハ議院を出でたるうハのことですか
如何なることをせしめますか

答 この各議院の議長ハ則ち御説のごとく貴族院衆議院の議長よてりの議長たるものハ
貴族院ハ貴族院衆議院ハ衆議院の秩序則ち一の議院の萬事をうけ持ち順序などよくする
ものやうなことも議事の件もとよりよくせりさし不都合なきやうにするハ議長た
るものガりの責任でありといふことまた院外ニ對し議院を代表すとハ一の院を以て私宅

へ歸りしときのことでありませんとすハ一の議院ニ對し政府より何よか照會がくる
かまたハ各省廳より應接よ來るかハ一の議院のほかよりの議院ニ對したることがあれば
惣議員の代表となりて應接するかまたハ返答するかなどのことをいうたことでありま
す一と口より、ますと議院の頭といふやうなもので外ハよりの相手があるといふ意味
であります則ち議長たるものから議院を代表するの權利がありますものでござり
ます

第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

問 議長ハ議會閉會の間ニ於て仍其の議院の事務を指揮すとハ議事がなきときも議院
の事務をさしつするといふこととせう議院の議事のなき閉會中は何よの事務がありませ
うかこの事務とハ如何様あることを指したるものですか

答 全体議院の議長といふものハ議事のあるときハ無論萬事注意世話するもなを議事
なき閉會中よてもりの議院よいてとりあつかう事務萬端のこととせしつして何事も整理
せねばならぬといふこととす閉會中よても事務の種々ありましてりの事務とハ一の院
の經費とかまたハ院中のことハ萬事あることとよかざらず俗事あり何よなりかあらざ議長
ハ議事の決をさるばかりの職務でないハ一の議院のこととハ萬事世話をせねばならぬとい

第十二條 議長ハ常任委員會及ビ特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラズ

問 議長ハ常任委員會および特別委員會ハ臨席シ發言することを得とありますがこの常任委員またハ特別委員との議員のうちハ設けざるものですかこの會ハ如何様なることを議するものですか

答 常任委員會又ハ特別委員會との兩議院の議員のうちハ委員というものが設けられりますこの委員ハ常任委員特別委員というものがあり則ち委員のこの別條ハ委取ありますからこの條項にて御説明いたしませうの委員會議長たるものハ出席しこの議事は對シ發言することを得るものといふこととす

問 但シ表決の數ハ預からずとありこれハ前項の議事は發言しても決議のときの員數ハ關係せざることをいふこととすか

答 ざるほどの常任委員會またハ特別委員會の議事は對シ發言してもこの決議するこのの員數ハあつからざるといふこととす則ち御了解のとおりでございます

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

問 各議院において議長故障あるときハ副議長これを代理すとあり貴族院も衆議院も議長が故障して議長の職務をなすこととあらぬときハ副議長も代理することとせうこの故障との別段理由でもありませうか如何とせう

答 見解のとをりてこの故障との別段理由もありませんすは議長が病氣にて引入つたとかまたハよき用事のため出席せざるとかあつたときをさしたるものでなつよかわりたるわけといふことハありません

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ撰擧シ議長ノ職務ヲ行ハシムベシ

問 各議院において議長副議長ともハ故障あるときハ仮議長を選擧し議長の職務を行わむとせしむとありますこの仮議長との矢張議員のうちより選らみまして議長の代理とするものでせうか

答 なるほど議長も副議長ともハ故障などにて出席せざるやうなときハ仮りハ議長とあるべきを選擧して一時の議長の欠席を償ひまたこの議長たるの職務を行なむとすのですこれハ一時のこととすから仮りハ議長をあらむものでながハ議長とあるべきものでありません

第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期満限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラルルマデハ仍其職務ヲ繼續スベシ

百四

問 各議院の議長副議長ハ任期満限ニ達するも後任者の勅任せらるるまで仍其職務ヲ繼續スベシとあり貴族院も衆議院もりの議長副議長の職務任期が満限ニいたるも後任の議長副議長の出來るまでりの職務をせねばならぬということですかかしてみまするとの期限ハ格別やくよたしぬやうなものであるやうなかんがへますがいかがやう

答 御見解のごとく仮令議長副議長の任期満限となりてもその議長副議長が勅任ならざるうちり矢張りつとめて居らねばならぬということでもござりますしかし満期後も矢張りつとむるをいへどもわづかのことで一年も二年もつとむるわけでありませぬすあつち議長副議長たるものハ一時もなくならぬ職務ですからりの職務を一時もても欠員させぬためよてたとへば今日が満期の日よあたりいまだ後任者出來ず兩三日をすごてもあそ役が出來ぬとて自分の今日までが期限よて後と役のいまだ任ぜられずとも明日から出席のせぬというやうなことをおぼやうとしたものでござります

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

問 各議院よ書記官長一人書記官數人を置くことあり則ち貴族院よ書記官長一人および書記官を幾人を置き衆議院よ書記官長一人および書記官幾人を置きまをすものでせうこの書記官ハ議事ハ關係あるものですか如何でせう

答 なるほど見解のとをり兩院よ書記官長および書記官を置くものですこの書記官ハ議事ハ關係あるものですけれども議員でハありませぬ則ち議院よつき書記官ハなくあらぬ役人でござります

問 書記官長の勅任とし書記官ハ奏任とすことありませぬはち勅任官またハ奏任官とまをすこととせうこの書記官も議員とごふやうに任期があるものですか

答 書記官の職務ハ議院議事よつきあるものでこれハ議員の任期とおなじものでありませぬこれハ貴族院の書記官長またハ書記官を任ぜらるるもので別ハ年期をもつて任ぜらるるものでありませぬ衆議院も貴族院もあざむく任ぜらるるもので則ち見解のごとく勅任および奏任よめいせらるるものです

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス 書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書按テ作り事務ヲ掌理ス

百五

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ズ

問 書記官長の職長の指揮より書記官の事務を整理し公文を署名すことありすはち書記官長なるもの職長の指揮より書記官の取扱う事務を監督し万事不都合なきやうするとのことですかとみるに書記官長の職長の下た役でありますか如何のものですか

答 書記官長の其院の職長の指揮より書記官がとりあつたところの事務を不都合なきやうに調理し萬事書記官の職務ハ書記官長が指揮あるもので則ち書記官の頭らでありますまた公文を署名すことハこの議事の結了書類をばじめ議院議事よか、る公文ハ必ず書記官長某と記名し捺印するとのこととこれに入てまをしますと裁判宣告書よ判事某として署名し連なつて書記某と記名調印するがこととまをしますと其の議院議事よか、る公文ハ書記官長が名前を記し印形をあたすものでござります

問 書記官の議事録及び其他の文書按をつくり事務を掌理すことあり書記官あるものハ種々の草按をこしらへるものとみ入りますがこの議事録と如何様なるものですかまた事務を掌理するとの如何様なることをまをしますか

答 議事録とい議院よあつて議するところの議事を記録するもので議事の發言がどもれ

多く記録することでおよび他の文書按とい議事一巻よかかる文書の原按をみましく負擔してこしらへるべし事務を取扱ひまをすものでこの掌理とい議事録をばじめすべし議事よ係る万般の事務をつかさどり調理するとのことと則ち議員ハ審議討論し事を議するを職務とし書記官ハその審議討論万般の議事と記録し議院よついでに責任ある文書按などまた事務を調理掌理するの職務です則ち議事あれば議員がさまたち議員あれば書記官がなければその議事を摘録取纏とめるものなくて議院全備せざる者ですゆへに何事もいれなくの役目がなくていならぬものですこれ議員あれば書記官あるゆゑなるものでござります

問 書記官の外の必要ある職員ハ書記官長これを任すとい書記官長の勅任よして書記官のほか種々の職員がいれば書記官長の意見よより任職するのものですかなぜ書記官丈けの自由よならぬものでせういかをわけせう

答 書記官ハその任位奏任よして書記官長が勅任せられしものでも奏任官の進退ハ勅任よして出来ませぬものです其の他の職員とい判任せらるる職員よて書記官よ屬する事務を扱ふ役人を指したることと假令ハ事務よ多忙を極むる場合とかなよと職員不足するなどのこととあれば書記官をのぞくの外種々の役人ハ書記官長の見込をもつて任

職することのことで任ずればまた免ずることも出来ることでもあります。議院の事務の書記官もあつてせねばならぬことですから書記官の事務のうちにも部分をせねばならぬことでもあります。これらの事務を總理する書記官長あればその任職の權利を有うせしめたりまへることでもあります。

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

問 兩議院の經費ハ國庫より之れを支出すべし。則ち貴族院衆議院ともよろの議院よか、る費用ハ國庫金より支拂ふものでありますか。既ハ憲法の第六十六條皇室費を國庫金より支拂ふとありこの國庫とハ同様なるものでせうか。外ハ國庫がでありますものですかいかいですか。

答 御けんかいのごとく貴族院も衆議院もりの院よか、る諸經費金の國庫より支拂ふことです。なほ國庫とハ憲法の第六十六條の皇室費を支拂ふ國庫であります。外ハ國庫とありませぬ。國庫は資財がなくなつてたちませぬ。日本帝國たる各府縣よあつてハ地方税をして徵收しうの府縣ハたつもので政府ハ國庫がなつていた、れませぬ。則ち國の資財としてこの國庫金の國家を寢せ起しするのものとひよて誠ハ大切なるものでござります。

第三章 議長副議長及議員歳費

問 議長副議長および議員歳費とありこれのすなはち議長の給料副議長の給料および議員の給料を一ケ年間ハ何程とするというの問題でありますか。月給でハありますまいとあもひます。歳費とあるハ年給でありませうとかんがへますか。如何ですか。

答 御見込のどをり議長をはじめ副議長またハ議員の給料のことをいうたるもので如何にも御見解のごとく歳費とハ年給とするものであります。

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應ゼザル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ズ

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ズ
官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ズ

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラザル手當ヲ受ク

問 各議院の議長ハ歳費として四千圓副議長ハ二千圓とありこれハ貴族院の議長衆議院の議長ハ歳費として年給四千圓また貴族院の副議長衆議院の副議長ハこれまた年給二千圓を受くることとせう如何でせうか。意味がちがひませうか。

答 これ則ち見解のとをりて兩議院の議長副議長とも歳費として給料あるものといふことですかちらす月給でいありませむ

問 あんば兩議院の議長および副議長もても給料が四千圓だの貳千圓だのと大いしたものでありませんかその給料のことに何よか見合せでもありませむか如何です

答 なるほど議長副議長の歳費も一年三百六十五日ついで勤務のあることになくていずいぶん大いした給料ですがよく考へてごらん大日本帝國たるの政治上よつき議するの臣民の代議士なればうの点よりいうても四千圓や二千圓の酬ひてもさほど高イ給料といなりませむこの帝國議會ある大事を議長副議長としてみることをさほどのことでもありませむこの議會のため國民の安寧幸福あることが出来ませむものとせむ高イ給料でもありませむこの給料のあたりまへ官吏の俸給を受くるものちがひまづ手當金といふやうあるものでなんば國民の天皇のため國のため義務あるものとしても自分の懐ゆるものでありませむこれ則ち人民の代表者たれば酬ひざるをさざるものでござりませむ

問 貴族院の被選及勅任議員および衆議院の議員の八百圓を受け別よさだむるところより従ひ旅費を受くところの貴族院の被選どの如何様なる被選人でせうかこの被選またれ

勅任になりたる議員衆議院の議員の矢張り歳費として八百圓を受くるとかかんがへませむ別よ定むるところの旅費どの猶歳費のうへに議員が各府縣より來集するところの旅費里數よ割り合せ受くるものでせうか如何でせう

答 この貴族院の被選どの貴族院令第五條第六條よより議員ありたるものを指し則ち國家又勳勞あるかまたの學識あるか又の各府縣よ於て土地或の工業商業よつき多額の直接國税を納むる者などを議員よ選するもの、たぐひをさしませむこの議員及び勅任議員又の衆議院の議員の歳費として八百圓あたへらるゝのでありませむ別よさだむるところの規則よ従旅費を受くるとまをまますの各府縣より來集のため里程よよりあたゆる旅費よていありませむ又普通滞在日當などのことでもありませむ是の第二十五條の趣意よよりあたゆる者で其のことまかあるお答へりのケ條よつきはあしませむ

問 但し召集は應ぜざるもの歳費を受くことを得ずとあり則ち召集の議員よならざるものといふことですかいかでせうか

答 この召集の議員の議院へ來集すべき勅令よ應ぜざるのことよてこの議員の地方よよあつて撰挙よて議員となりても議事よつき貴族院議員よても衆議院の議員よても召集の期よ應ぜず出席せざるもの歳費の給料手當をあたへずといふことよた

ハ議員よりありたれど病氣またり故障にて議會より出席せざるの類をなしたるもので單
 議員より入るれば何事も構はず歳費を受けらるゝといふことよりいけませんやの議事
 の職務たる議員たるのつとめがなければ歳費を受けられぬまたたへざるものです
 問 議長副議長および議員の歳費を辞することを得ずとあり既よ如何なる金満家よても
 如何なる事情をもつて國家に義務をつくしたき誠心をもつるの職務をつくし歳費を受けず
 といふことならぬといふこととせう

答 御見解のごとく議院の議長副議長および議員よたいしてまたゆべき歳費あれば
 この議員の歳費を辭してもまたへざるといふこととなく議長らも如何なることあるも歳費
 をうけざることをならぬとのことでありまじし召集は應ぜざるの議員の斷然請求し
 てもあたはず議院よあつてもまたへざるものでござります

問 官吏よして議員たるもの歳費を受くることを得ずとあり官吏よして議員を兼務す
 るもの歳費をあたへずまたうくることとせういかなることとせうか
 答 あるほど官吏いたと議員は兼務しても議員たるの歳費を受くることならぬもので
 すこれを見解のとをりてござります

問 第二十五條の場合よあつて第一項歳費の外議院の定むるところより一日五圓と

り多からざる手當を受くとありこの二十五條の一寸とよみましたかなまき議事のなき
 どき議員の職務をするやうなことでうの場合があれは歳費のほかよ一日よつき五圓より
 多からざるの手當金をあたへられることとせう則ち議院の定むるところよりと
 議院よあつて一日五圓とさだめたることをす意味でござります
 答 第二十五條の場合の御見解の通りよして又第一項歳費の外も御見解のごとくあれ
 ども一日金五圓の手當とあるやうの議院の定むる所とちと意味が違ひますこの五圓よ
 り多からざることをしますその議院の定むるところ五圓以下よて或は四圓五十錢か或
 は三圓かまたり貳圓か議院よあつてさだめあるものでして五圓までの一日よつきあたへ
 てもつかへなきとすす即ち五圓が議院よて定めたるわけでありませぬものです

第四章 委員

問 委員とて兩議院の議員のうちよその事務をわかちあひ分擔するの意味ですか
 答 委員とて別よ委員の議事でもあるものですか
 答 委員とてすちわち貴族院および衆議院の兩議院をして設くるものでは考へるをり
 事務もありまた議事會がおりますしかしてこの委員が別よ會堂ともうけ別よ議院を成立す
 るものでありません矢張りその議院のうちの事務あるものであります

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト爲スモノトス
 常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル
 爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在
 ルモノトス
 特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ付託ヲ受クル
 モノトス

問 各議院の委員ハ全院委員常任委員および特別委員の三類とすどあり貴族院も衆議院
 も議員をして全院委員またり常任委員またり特別委員と三つよわかちたるものでせう則
 ちりの三類よて事務をすすとのこととござりますか

答 すなはち傍考のそをりです

問 全院委員ハ議院の全員をもつて委員とあすものとすどありこの全院委員ハ議院の全
 員とあれば惣議員をさしたるものでせうか

答 成程全院委員とハ其議院の總ての議員が委員として貴族院ハ貴族院の總議員が貴族
 院の全院議員であり衆議院ハ衆議院の總議員が衆議院の全院委員とあることでありす

問 常任委員ハ事務の必要ニ依リこれを數科に分割シ負擔ノ事件を審査するためは各部
 員とあれば惣議員をさしたるものでせうか

答 常任委員たるものハ則ち議員の事務の都合よて必要なることとより事務を幾つ
 よもわかちりしてのちのちノ一負擔するところの事件を審査する職務を常任委員とすを
 しての常任委員ハ各部のうちよて總議員のうちより撰擧いたしりの任よあたり一會期中
 りの委員の任があるといふこととすりれハ則ち事務をわかちたる各部總員よりえらみ
 しこととござります一會期とハ假令ハ帝國議會ハ春秋として一々年ハ二度あるものとし
 ますれば春の會をさして一會期とし秋の會をさしてまた一會期とすをしりの日數りの
 定めらるるところよて三ヶ月と定まりがあることとござります審査するといふ検査といふ
 がひまして一とくちいへばりの事務取扱ひ方よつきつまびらかよみつくりうことと事務
 が出來たかまたり出來ぬかまたり勉強不勉強を監査するといふこととがひますものでご
 ります

問 特別委員ハ一事件を審査するためは議院の撰擧をもつて特ニ付託するものとすどあ
 ります

ればこれ特別ある一事件を審するため議院よりまをいつけることとせうかい
でせう

答 否御考へどのちがひます特別委員の一事件のことを審査するため特く議院
より撰定しませしつけたる委員でして特別なる事件を審査するものでありません特別
議院より撰舉して審査を託するものでござりますこれ貴族院も衆議院もあつてこ
どの委員をおくものでござります

第二十一條 全院委員長ハ一會期ゴトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス
常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互撰ス

問 全院委員長ハ一會期ごとく開會の始めにおいてこれを撰舉すべからざるや
議長というものがあつたものではあるが、議長は開會の初めにおいてこれを撰舉すべからざるや
の委員會をなしたるものですかまた全体の議會をなしたるものですか各議院の會を指す
ものとしませれば、全院委員長の撰舉は議院において撰舉すべきものでせう

答 全院委員長ハ各議院の一會期中の任とあるものですから、則ち各議院において開會の
はじめに撰舉するものでありまして、委員會において撰舉するものでござります
開會といふ矢張り各議院の議事の開會するところの開會をなしたるものでござりますか

らず委員會を指したるものでありません

問 常任委員長および特別委員長ハ各委員會においてこれを互撰すとありさきも、
議長ハ議院において撰まれしもの、この常任委員長特別委員長ハ委員の互撰とある、
委員のみよて撰らみ定むるものと、かかへますか如何でせう

答 この常任委員長また特別委員長の撰舉ハ御説のとをりあの、委員會よて撰ら
まをすことと各議院の議會よつからざることで互撰といひの委員くよてたがひよ
らみえられつたり高熱のものが委員長とあることでありませ

第二十二條 全院委員會ハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會
ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ
得ズ

問 全院委員會ハ議院三分の一以上常任委員會および特別委員會の委員半數以上出
席するよめられれば、議事をひらき議決をなすことと得ずとあり、
一とこの議院のすなりち議員の惣數三分の一といふこととせう、また常任委員會特別委員
會の委員半數以上とこの委員の常任委員會特別委員會の特別委員を指し、
の惣委員々々の半數以上とせうして、れくの數がなければ、議事を開らさまた議決を

答 することがあらぬ則ち議決することを得ずというのですか

答 なるほどすべては見解の差をりは考の差をり誠な研究がつかまりましたかもしんいたしませんでしたるはちりれいの一員敗をならね開會も出來ず議決も出來ぬものです

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聴ヲ禁ズ但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聴ヲ禁ズルコトヲ得

問 常任委員會および特別委員會の議員の外傍聴を禁ず但し委員會の決議より議員の傍聴を禁ずることを得とありこれの委員會議の議員のほか傍聴をきんじたるものでせうついでに委員會の決議よりきを議員も傍聴を禁ずるとのことしかんがへますが如何でせうかなを傍聴をきんするものですか

答 この委員會の任よつき會議を開きましてすなわち常任委員會の常任委員會の會することあり特別委員會の特別委員會の會することありこれの任よつききたることあれば傍聴を禁ずることがありますこれ傍聴とゆるさるるのゆゑんでござりますまた委員會よつきこのせつの會の職務上のことなど必要があればこの會の決議をもつて外議員も傍聴をきんすることもありといふことでござります

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ハ報告スベシ

問 各委員長の委員會の經過および結果を議院へ報告すべしとありこの經過および結果といふ如何なる意味ですかまた議院は報告すべしとすれば議院外において委員會のひらくものですか

答 この經過および結果といふはち委員會が日數をたため開會するもりの議事があもひのほかのびのびありたとへば五日の會期を經過して六日とかかることがあれば議院よりの經過することを報告せねばならぬことですがまた結果も同會が如何様あることとを日を送るとかまたの幾日よて相すむとかいふことを議院へつげしらせねばならぬとでうのことがらを報告するものりの委員長が職務上よめるものといふことですから各委員長は委員會の經過および結果を議院へ報告すべしとござりますこの議院といふ議院の委員の貴族院をさし衆議院の委員の衆議院をさしたるもので委員會もほかとてするものでありません則ち議院といふ惣指して指したるものです

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議院ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

問 各議院の政府の要求より又ハ其の同意を経て議會閉會の間委員をして議院の審査を繼續せしむることを得とあり貴族院も衆議院も政府よりのものとめよりまた其の同

意を経て如何様なることとせうまたほんぢやういかあるらなでせうか

答 本條各議院とすあわち貴族院衆議院でうの各議院の政府よりもとめよ應ずるか
またり政府の同意を経て議會のさきとさきのめいだい委員をして議按の審査を繼續せしむ
るのこともつかへなきとの意味で則ち政府から議按を審査するやうよ要求するかまた
り政府よたいし議按を審査することをうちあわせ政府のはたして同意すればうの委員た
る議員をさきめりて議會のめいだい審査の事務をつけてもよろしくうの審査をつ
けることがつかへなきとさうこととありませう

第五章 會議

問 會議どの議院の會議が如何様なることの手續よてなすか如何様なる手順よてなすか
のこをさしたる問題とせう

答 御見解のとをり各議院の會議の方法またり會議上のことのケ様〜とすることと
なすりませう

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス
議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議按ヲ先ニスベシ但シ他ノ議事緊急ノ
場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

問 各議院の議長ハ議事日程をさだめてこれを議院に報告すともりこの日程といひかな
ることとすか議會の三ヶ月と憲法第四十二條よりありませうのこの日程といひ彼の第四十二
條のこととありませんか

答 議事日程といふより議按のうちよ種類がよりませうたとへば海軍のことがありまた
法律改正よかゝることがあるといふやうなるしだいよての議會のりれ〜議按よつき
日程をたてねば規則がた〜なるものでりの議事すべきの前後もありませうすあ〜りれ
あとのことをさしますもので貴族院も衆議院も其の議長が日程を定めてり議院よつ
けるとさうこととす

問 議院よつげると御説明ですがりの議院とハ議員總體のこととさしたるものでせうか
またり書記官よ報告することとすかいか〜あものでせうか

答 議院よ報告すとの議院のすなわち貴族院なりまたり衆議院ありあの〜りの議長が
議員の勿論書記官と限りあ〜議院全体よ報告することとさしたるものですこれ書記官と
か〜らぬもので議員ともか〜りませむ

問 議事日程の政府より提出したる議按を先よすべしとあり則ち政府より來たる議按を
一番よ議事日程よするといふこととすかいか〜とせう

答 ちやうです政府より提出されたるものを先よしだん／＼と順次より日程を定むるに
しうことをす

問 但し他の議事緊急の場合もあひて政府の同意を得たるるときこのかぎりよりもあらずと
あり外の議事至急なる場合あれば政府より提出されたる原案の急をよまわしてあらずと
きとのこととせうしかし同意を得たるるときとありこの同意のいかかる意味でせうか
とわかりません

答 なるほど御見解のとおりありませうけれどもこの同意を得るうへの急をよまわして議
事することすらぬ意味でこの但しの項の政府の議案より他の議事案も緊急なることがあ
れはうのちもむきを政府へまをしむけはたして政府の至急なることがあれば急をよまわ
し議してもよきとの同意を得たるるときは議事日程より政府の原案を急をよまわしてあ
しとらうこととすなはち政府の同意を得たるるときこのかぎりよりもあらず先よませすとも
ることをしうことをいふのであります

第二十七條 法律ノ議按ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スベシ
但シ政府ノ要求若クハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員
三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スル

エトテ得

問 法律の議按ハ三讀會を経て之を議決すべしとありませうれば法律の議按よかぎり三讀
會してりの議會を決議するものですかなせ法律の議按ハ三讀會を経るものでせうかいか
ある理由でありますか

答 法律の議按三讀會をへるといふは法律とまをせば國家人民の基本となるもので
すなわち法律ハ一種のものなれども不公平またハ酷なるか條理よかきハざるあつたこと
よての法律といふをされずむかし施されたる法律の今日よりいふての九で不完全なもの
もありませう既し世の中いふ／＼とす／＼みいよく開明の世なればかならず完全なる
至當の法を布かざればならぬことですから法律の議按ハ議員も頗る考按をめぐらしよく
審議討論して決することよせねばならぬ理由で三讀會としたものですあはち念をい
れて議せねばならぬものでござります

問 但し政府の要求若くハ議員十人以上の要求より議院よあひて出席議員三分の二以
上の多數をもつて可決したるときハ三讀會の順序を省略することを得とありこれの議は
六ヶ敷くおもひませうが如何の意味でせうかたいかなることとせう

答 これの前項説明いたしたることをより三讀會をへなければ決議することならぬことと

でありますけれども政府よりの要求則ちも認めしる議員十人以上のもの、要求によりて議院においての要求するところをもつて議會いたし則ちその議院出席して居る議員が総数の三分の二以上の賛成多数を出て要求のものを三讀會の順序を省くという議決も亦れその議決よりその順序を省して三讀會を経ず法律の議決を議決することが出来るということでもござります

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經ズシテ之ヲ議スルコトヲ得ズ但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

問 政府より提出したる議案の委員の審査を経ずして之を議決することを得ずとあり政府が送るべき議案をもつての議院に提出したものの委員の審査を経たるうへは議事し決すべき手順をいうたるものですかいかいあるものでせう

答 御見解のごとく政府より議院に提出したる議案の直ちに議することなく一應委員の手よりいよいよ審査のうへ議事よかくるものでその審査の手順を経るうへの議事よかけずまた議決もせぬということでも則ち政府より提出したる議案の委員の審査を経ずしてこれを議決することを得ずとあるゆゑんでござります

問 但し緊急の場合において政府の要求によるものこのかぎりよらざるでこれかざる委員の審査を経るも至急なるもの審査せずして議事よかけ議決することとせうかいかい

答 これの先づ御説のとをりあるもちとつまびらかからぬところがありますすなわち政府よてこのこと緊急なる場合があるから審査を経るも議事よかり決了することをもちむるときはかならず審査をへるのかぎりよらざる審査せずとも議事をはじめ決議してもつかへなきこととすしかし政府よてこのことを要求せざるべき審査のうへ議事よかけ議決するの順序というわけでありませうこれ一ツの順序をたて一ツの活用をつけたることでもござります

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非ザレバ議題ト爲スコトヲ得ズ

問 凡て議案を發議しおよび議院の會議において議案に對し修正の動議を發するもの二十人以上の賛成あるよらざる議案となすことを得ずとありこの二十人以上といふ如何なる理由でやか議題となすことを得ずと二十人以上の賛成なきとき修正の動議と

ありた。如何なることですか

答 すべて議案を發し議事するもまたの會議においてその議案の修正の動議を議員中より發言してもその修正は二十人以上の賛成者がなければ一ツの問題ともならず議題ともならぬといふことですかはら修正の動議その其議案中の項目を變更するかまたの費用を増すとかするなどのことよて議案に對して修正するの發言ですたとへばよきことあるもひ修正案として議決をのぞむも賛成者がすくなく二十人以上の員數をいたらざればありた。す問題とあらず議題とならぬものであります

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

問 政府ハ何時タリトモすて提出したる議案を修正しまたの撤回することを得とありははら一度議院に議案を提出してもまた修正してもつかへなきことですか

答 あるほど政府の原案者たるもの御説のとをり何時もまた議院へをしまむしたる議案なれどまたかんがへることがあるればその議案を修正しても項目をぬきかしてつつかへなきこととこれ原案のこととすればもとより修正するやうなこともなきことと

われませんものです

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スベシ但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

問 すべて議案は最後議決したる議院の議長より國務大臣を経由してこれを奏上すべしとありこの最後といふ如何なることとせうかまた如何なる意味でせう

答 すべて各議院の議事と付する議案は貴族院より衆議院なりどちらでもあつて決議したる議院の議長より國務大臣の手元へりの決議したる議案をもつて差し出し國務大臣がこれを見て天皇陛下へ奏上なるものです最後といふ各議院のうちよて最後の議決といふ意味です國務大臣のすなわち經由するまでよて矢張り議長より奏上するものであります

問 但し兩議院の一より提出したる議案にして他の議院において否決したるときは第五十四條の第二項の規定よるとありこの項の如何なる意味でせうかちとわかりかねますからうたがひをいふことが出来ません他の議院といふ兩議院のほかは議院があら

答 亦るほどの項いちと解しあしきやうもありますけれども篤くと御よみさへあれば
 わからぬことありませんして本項のすなりち貴族院かまたの衆議院かその一議院も提
 出なしたる議按をその他の議院よおいての否決したるときとてたことであらへば衆議院
 まで議したるうへその議按を貴族院も提出し貴族院よおいての否決したるときとてたこ
 とでまたどちの議院よおいてもあなごことですあつち兩議院の一よおいて提出したる議
 按よして他の議院よおいて否決したるときは第五十四條の第二項の規定よよるものであ
 るといふことで則ちこの第五十四條の第二項たるわけのこの議院よて甲の議院の提出し
 たる議按を否決したるときは則ち否決したといふことをこの議院より甲の議院も報告せ
 よとてたことであらひます

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議按ニシテ裁可セラル、
 モノハ次ノ會期マデニ公布セラルベシ

問 兩議院の議決を経て奏上したる議按よして裁可せらるゝものハ次の會期まで公布
 せらるべしとありすあはち議決のうへ天皇陛下へ奏上して天皇陛下の裁可せられ公布よ
 なるこのこととせうして公布とあるハ次の會期まで人民よしかるゝこのこととせう

答 なるほどは説のそをり貴族院も衆議院も異儀なく議決したるうへよて天皇陛下へ奏
 上し天皇陛下のりの議案を裁可せられるとなれば次の議會までハ國家人民へ公布よ
 るといふこととすみき議案の兩議院よおいて議し兩議院よおいて議決せざるかざりの裁
 可せらるゝこのこととありませぬかならず兩議院の決了として裁可せらるゝものでござ
 ります

第六章 停會閉會

問 停會閉會の會議を中止することとをたしたるこの題号をかかんがへますか如何で
 せう停會も閉會もあなごじく會議をやむることとてあせ停會またの閉會を記しあるもので
 せう

答 この停會閉會のなるほど會議をやむることとをなれどやむることと區別があります、な
 はち停會と一時とてむることと先づ中止したるやうな意味でありますし閉會といふ
 會議を中止してやむることと意味がうれくちがひますから停會と閉會をわけてあります
 わけがあるゆゑんでござります

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命ズ
 ルコトヲ得

議院停會ノ後再び閉會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スベシ

問 政府ノ何時たりとも十五日以内において議院の停會を命ずることを得たりすや
ち都合より議事を一時停むることを命ずるの權をゆうせしむるものでせう

答 なるほど停見解のごとく停會せしむる權があれば十五日以内において停會のこ
を命ずることがあるものといふことでは

問 議院停會の後再び閉會したるときは前會の議事を繼續すべしとありすはち議院を
を開會するときには一應政府より停會を命ぜられしものを再開を命ぜられたるときは
議するところのまへのことを議して繼續するものとありすや

答 停見解のとをり一應政府より停會を命ぜられしものを再開を命ぜられたるときは
議するところのまへのことを議して繼續するものとありすや

議したるうへにたゞ一時停會の命ありてとゞめてもまた開會せしむるときは議院を
議し外の議按よりかゝるものといふことよりさきものといふことでもありす

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依り貴族院ニ停會ヲ命ジタル場合ニ於テ
ハ前條第二項ノ例ニ依ラズ

問 衆議院の解散より貴族院に停會を命じたる場合において前條第二項の例によら
ずとあり前條の二項のためによらざるものとあればなを再開するも前會の議事を繼續

することになしといふことでは

答 これの衆議院の解散なりたることで貴族院の停會があるものでありまして
すきはち衆議院の解散であるの議員のみならずいふときになされたことで貴族院の
ちがひますから前條の第二項の例によらずといふことでもありすこれ議事の兩院であり
たち兩院に決するゆへんでござります

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラザ
ルモノハ後會ニ繼續セズ但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラ
ズ

問 帝國議會閉會の場合において議院建議請願の議決よいたらざるもの後會に繼續せ
ずとありこれのこまつたばなしで折角議事かけ議決を要するの必要より起るものでせ
うの必要のこを決せず後會に繼續せざるものとせばりの議院で消滅する道理にて
誠如何様あるわけに繼續せしものでありませんかまた如何なるしだいでもそのまゝ据
へおくものでせう

答 なるほど停説のおもむき一應は尤のやうですがこの閉會の場合において議院より建
議請願より決議に至りませざるも後會に繼續することすらぬといふその會期をたしかむ

る理由でかならず會期中は議院の勿論建議請願も決議せねばならぬものでもしこのことあるともあとの會議はいつて議事を繼續することにならぬと則ち議院の寛漫な流れなきやうとしたるものですすべて閉會の天皇陛下より勅命あるもので議事中また決議せぬことがあるよその命下たるゆへんもあるまじくまた第二十五條の場合においてこのかぎりよならずとありすはちこの議事の必要とするか又の政府よりも審査して繼續せしむることあればすなわち繼續せざるを得ざるものでありますこれをすべき議事を構わず閉會の命あればそのまゝ、議院も建議請願も消滅するとのことでのりありませぬとです

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スベシ

問 閉會ハ勅命より兩議院合會においてこれを舉行すべしとありすなりち勅命であるて閉會のことのあらぬとこのことと兩議院合會においてとらるかある意味でせうちとわかりかねます

答 閉會ハ開會と同じき開會あれば閉會ありすなりち開會を勅命せられたるうへに閉會も勅命でなくてはならぬ道理でこの合會はいつてこの貴族院と衆議院と合會のうへに閉會の舉行があるといふことと貴族院ハ貴族院會において閉會となり衆議院ハ衆議院において

て閉會するといふこととあるものとさうこととですなりち兩院合會して閉會とあるものでもさうです

第七章 秘密會議

問 秘密會議といふなりち會議するべきことよつき秘密とするのこともありとせうけおかれし本章の主意ですか

答 御見解のとをり秘密會議の簡様〜と第三十七條より第三十九條まで法規があるものです

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ
一 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

問 各議院の會議のうの場合において公開を停むることを得とありすなりち第一二の項目の場合あるとき傍聴を禁止公開を一時停止することとせうこれ秘密會議といふこととでありませうか

答 御見解のごとく第一二の項目の場合がありますれば傍聴を禁止秘密會とするもので

問 一議長またハ議員十人以上の發議より議院これを可決したるときハ議長の意見かまたハ議員のうち十人以上以上より秘密とすべしと發議せしよその發議に對し賛成多數を占め決議したるときとどういふことですか

答 なるほど御見解のとおりです

問 政府より要求を受けたるときとありこれも矢張り同様よてこの議事ハ秘密會よりすべき事件につき公開を禁止議會おしたきむねのことを政府よりその議院よむかつて要求するよあいてのすあハ秘密會をなし議事をおこなふものといふことでありませう

答 さやうです御説のとおり政府ハその議案よつき公開すべきものとせず秘密會を要する事件よてそのむね議院に對し求むることですなハ議員もその要求より公開を禁止議了すべきこととありますだよよつて貴族院も衆議院もこの二條の場合よあいての公開を停むることを得とあるゆゑんでござります

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直チニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用ヰズシテ可否ノ決ヲ取ルベ

問 議長またハ議員十人以上より秘密會議を發議したるときハ議長ハ直ちハ傍聽人を退

去せしめ討論を用ゐずして可否の決をとるべしとありますがこれハ前條どいぢがひますか別よかわりたる意味とおもひませんがいかゞでせう

答 これハ前條どいぢの意味がちがひます本條の主旨ハ議長ハまた議員などより秘密會を發議するといはたとへば一ツの議案を議事するハ矢張り公開して傍聽人も議場へ居るときハの議事ハ議長またハ議員より公衆の耳よ入るゝときハ不都合ある場合として本會ハ秘密會とし會議するを要すと發議せしよ果して賛成多數をしめすあハ秘密會たるの議決したるときハ議長ハ直ちハ傍聽人をしりぞけ本會ハ密議するまでよて討論せず議長ハ速よりの可否をとるべしといふ意味ですこれ則ち議事半ばにして公開ある議會を秘密會よなすときのこととありますゆゑよ前條の意味どいぢとちがひます理由でござります

第三十條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サズ

問 秘密會議の刊行することを許さずとありすが活版も木版もあてすことあらぬどいぢでせうしてみますれば議決したるも秘密會文けのことハ國家人民よハ發布する法令どか何よとのかのことハなきものですかさもなければ決議の上ハ天皇陛下裁可し發布するものなれば刊行せざるを得ざるものどかかんがへますかなせ許さぬものですか

答 否この刊行を許さずとの議案を決議し最早發布なることを指したる意味でありません仮令ハ秘密會よつぎその議事を記録するかまたハその議事上の言論などことを刊行することの許さぬといふわけでありまして決議上よついでに到底法令とかあるとあるれば天皇の裁可せらるゝことですあハ公衆へ發布なるものもありませうかならざる議案より決局まで秘密とすべきか否りでのありませんだから秘密會議の刊行するをゆるさずとあるものです

第八章 豫算案ノ議定

問 豫算案の議定とハ會計上の豫算案よてそれを議定するハ簡便ノ手續法規といふことですか如何でせう

答 うふですよこの豫算案とハ會計上のことですなハ豫算を議定するハ若し會計上ハ不都合でも来たしたるときハ政治上がった、ぬやうなものですから豫算按のこととき別ノ規法をもうけ議定する方法をたてたるものでござります

第四十條 政府ヨリ豫算按ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取りタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スベシ

問 政府より豫算按を衆議院に提出したるときハ豫算委員ハ其ノ院において受取りたる日より十五日以内ハ審査をせらるべきとあり本條ハわたたくしのかんがへでハ了解いたしたつもりですがこの豫算按を衆議院へ提出すとあるがらとわかりません全體貴族院あり衆議院あり兩院あるハ衆議院とあるハ如何あることとせう本條でみますれば貴族院の議院なるも會計上の豫算ハ衆議院の議事よかざるものでせうかちと議論するはしくありません御たづねいたします

答 如何も御論のしだいすべて兩議院において議會のあるものですガ議事按ハ兩院のうちへどちらに提出するもつかへなきものとすれどもこの豫算按よかざり衆議院へ出さねばならぬこととすなハち衆議院に提出することとござります且又委員審査をせらるるうへハ兩院へ審査すみたることを報知すれば議事よかざるものであります

第四十一條 豫算按ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ賛成アルニ非ザレバ議題ト爲スコトヲ得ズ

問 豫算按よつき議院の會議よあいて修正の動議を發するものハ三十人以上の賛成あるよあらざれば議題となすことを得ずとあり則ち修正の動議ハ三十人以上の議員が賛成同意せねば議するの題とならぬわけとせうはたして愚考のとをりでせうか

答 すあはちあかんがへのどをりでの豫算議按のこといすべて鄭重ふすること第二十九條より二十人以上とあれど本條の三十人以上の賛成がなければ議題として議事することならぬまた議題とならぬことですよつて三十人以下の賛成よてハ動議なりたぬことでもござります

第九章 國務大臣及政府委員

問 國務大臣および政府委員との議會よつき國務大臣なり政府委員ありの關係を本章よか、げたるものでせうか

答 なるほど國務大臣および政府委員が議院に關係したること本章第四十二條より第四十七條まで定めある法規です

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スベシ但シ之ガ爲ニ議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ズ

問 國務大臣をよび政府委員の發言ハ何時たりともこれを許すべしとありこれ議會よむかつて發言することとせうしかれハ發言するるときハ一つの議員の資格をゆうせしものですか如何ですか

答 國務大臣および政府委員の議員の資格よて發言あるものでありませぬ國務大臣ハ國

務大臣政府委員ハ政府委員よて發言をゆるされしものです政府委員などハ原按の誠心よつき議員よ對し發言せねばならぬ場合もありません國務大臣よしても發言することがありますこととせうか

問 但し之れがためハ議員の演説を中止せしむることを得ずとあり假令國務大臣なり政府委員が議場へ出席しても議員の演説中止するよおよばぬといふこととありませう

答 左様です議事中議員の討論またハ演説中よても國務大臣および政府委員出席してハ議場議員の發言の場合よつき其議事を中止することなくまた中止せしむることハならぬといふことと則ち國家の代議士たるの議會なれば國務大臣が出席するも演説を中止するを得ざるのよつとも至當なることとあります

第四十三條 議院ニ於テ議按ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

問 議院よあいて議案を委員よ付したる時ハ國務大臣および政府委員ハ何時たりとも委員會よ出席し意見を述べることを得とありこれをかながへますよ一端政府より議院よ提出したる議案を委員へ付するものとみえますがすあちりのとき國務大臣および政府委員ハその委員會よ對し意見をのぶることつかへなきこととせう

答 御見解の通り何時たりとも國務大臣また政府委員も意見を陳述することにつきかへさくとのことでこれ原案の誠心とあれば場合よりのへさるとも思ふものであること

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

問 委員會ハ議長を經由して政府委員の説明をもとむることを得とありませ政府委員はかぎり説明をもとむるでせう國務大臣より説明を乞ふこといなきものですか

答 政府委員は説明をもとむる議員にして原案の誠心が氷解せざることもありませうまた如何様ある限りくみたる理由もありませうそれらのときいすおわち政府委員の原案起草者なり説明員ありとして委員會も議長を経てそれの説明をもとむることです國務大臣の出席してもその原案起草する任もあく説明員でもあるまじ説明をもとむることあるまじく國務大臣の國務大臣として出席すること説明は干預せざるものです

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預カラズ

問 國務大臣および政府委員の議員たるものをのぞくほか議院の會議よみて表決の數

は預からずとありませうその議員たるものとの議院の議員をさしたるものでせうすれば國務大臣政府委員のとあるところ文意がちと胸よおちかねますはつきり了解できません如何あることとせう

答 此もつとも國務大臣政府委員の議員たるものをのぞくほかとあり國務大臣も政府委員も議員でなければ議院の會議よみて多數決するの員數よかわらせずなほその數は預からずということと國務大臣も政府委員も議員の中でなければ議事

は發言するも決議するの數は入らぬというわけです

問 説明でわかりましたたがしよふはたづねまをしたきこととありませうおはさしのうち國務大臣も政府委員も議員のうちでなければこのことと合点がまいりませんそれらの官吏も議員を兼務することとありませうか如何です

答 知るほどよくは考へがまわりませうして官吏といえどもその職務上は障らさ妨げなくば随分議員を兼務してもつかへありません全体議員被選人の資格の官吏もありませんし官吏のうちにも宮内官裁判官會計検査官收税官警察官のとき議員も

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ毎會委員長ヨリ

問 兩議院の議員政府または質問をなさんとするときは三十人以上の賛成者あるを要す。とあり貴族院より衆議院に議員らが政府へたいし質問する場合の賛成者が三十人以上なくして質問することあらぬといふことせうやせ三十人以上の賛成者なくして出来ぬものですか

答 質問といふことの輕卒よすべきものでありませぬ政府も議事よ付する原案なれば輕卒あることを議院よ提出することありませぬ。してみますれば無暗に質問を議員よりうくることあるべきわけでなく。たよつて貴族院衆議院なる兩議院の議員の政府よたいし質問をなさんとするときは三十人以上の賛成者ありていつて質問が出来るといふことせうやせなりませぬ。

問 質問の簡明なる主意書を作り賛成者と共し連署して之を議長よ提出すべしとありこの簡明といふ如何様なる意味でせうまた賛成者ともし連署するとありませぬ。ち質問主任者ともあるものですか

答 この簡明といふ事は質問するの主意書の簡單よして且つ明瞭なるやうよつくり質問の發議者の勿論質問することよ賛成したる議員三十人以上のものに連印してその議長

よ提出すべしとあるものでもし主意書が種々よもれば何れの質問たるの骨がわからませぬ。た文字のためよ主意がわからぬやうのことなきため質問の簡明なる主意書をつくり賛成者と共し連署してこれを議長よいさせといふことでありませぬ。これ質問主任者といふわけでもありませぬがその質問することを發議したる議員をはじめ記名調印いたし從て賛成者が連署することせうやせなりませぬ。

第四十九條 質意問主書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辨ヲ爲シ又ハ答辨スベキ期日ヲ定メ若シ答辨ヲ爲サズルトキハ其ノ理由ヲ示明スベシ

問 質問主意書の議長これを政府よ轉送し國務大臣の直ちよ答辨をなしたるの答辨すべき期日とせよとあるもし答辨をなさんとするの理由を示明すべしとありませぬが前條の主意書を議長が政府よくりしことせうして國務大臣が答辨せざるときはいつのわけを示明すべしといふ如何なる意味でありませぬ。はつきりと氷解できませぬ。

答 なるほど前條の質問主意書を議長より政府へ轉送いたし國務大臣の主任するもの直ちよその質問よ對し答辨をなしたるの至急答辨するの場合なきか答辨よつき調べることあることせよ。幾日よせよ答辨すると期日を定め答辨すべしものといふことせよ。

しかしもしその答辨をなすべしとあるは、答辨せぬ理由を詳細明瞭にしめすことし、さうことでしたとひ質問あるもべつだん答辨するの必要なきものとせば、そのわけをきりかよしめして、もよきとのいみでござります。

第五十條 國務大臣ノ答辨ヲ得又ハ答辨ヲ得ザルトキハ質問ノ議事ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

問 國務大臣の答辨をえまたり答辨をえざるべきの質問の事件よつき議員の建議の動議をなすことを得とあり議員のすべて質問の事件よつきて建議の動議をなしてつかへなきといふ意味でせう如何でありませう

答 ちよそ御見解のとおりですけれども、ちよこはがたりませぬすはら本條の國務大臣の答辨をうるもまたりそのどうべんをきざるも政府よたいし質問をなしたる事件よつきて、兩議院の議員の議會のせう建議のどうぶをなして、もつかへなきといふことでは、はら質問の事件よつきて、一ツの議題をきることでありませう

第十一章 上奏及建議

問 上奏および建議とありするがこれの議事よ對し上奏するの法規またり建議よつき手續を本章よか、げたることとせう如何でせう

答 先づ御見解のとおりですしかるも、天皇陛下よ奏上するの場合の誠よ容易あらざることと、また建議も容易あらざることと、議員の議員の權ありといはし、ましても、鹿忍よすべからざるもの、ですゆへ、この法規を設けられたるものとす

第五十一條 各議院上奏セムトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ、議員ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得、各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スベシ

問 各議院上奏せむとするとき、文書を奉呈し、又ハ議長をもつて總代とし、議員を請ひ之を奉呈することを、得とあり、本條のちよかり、またが、議員と、ちよと、わかれ、ません、ちよせ、なら、ば、文書をもつて、差出したる、別、又、議員、せ、ね、わ、か、ら、ぬ、こ、と、も、あ、り、ま、せ、う、か、則、ち、議員と、り、天皇陛下の、ま、へ、出、る、と、い、う、こ、と、で、せ、う

答 ちよる、ほ、ど、文書をもつて、上奏する、又、議員、する、と、い、御、う、た、が、ひ、の、こ、と、も、あ、り、ま、せ、う、が、こ、れ、の、單、文書をもつて、奉呈、した、り、天皇陛下よ、拜、請、を、願、ひ、奉呈、する、も、の、で、こ、の、拜、請、の、議、長、よ、し、て、り、の、事、件、を、よ、く、知、つ、た、る、も、の、が、言、上、せ、ね、ば、事、實、の、文書、よ、つ、く、さ、れ、ぬ、と、い、う、場、合、が、あ、り、ま、す、か、ま、た、の、何、よ、か、事、情、で、も、あ、れ、ば、そ、の、せ、つ、よ、拜、請、し、て、も、つ、か、へ、な、き、と、の、こ、と、を、云、う、た、る、も、の、で、す、ゆ、へ、各、議、院、の、上、奏、する、と、き、の、文書、を、奉呈、した、り、議長、をも、つ、て、總代

とし謁見を請ひ之れを奉呈することを得とありますこの總代とい議院の總代とあるもので議員みあへて謁見することならぬがため議長が總代とあるものです

問 各議院の建議の文書をもつて政府に呈出すべしとありすは貴族院も衆議院の建議もすべて文書をもつてするとの要件の如何なることですかまた如何様なる理由でもありませうか

答 貴族院の建議も衆議院の建議も文書をもつて政府に呈出せざればまさか口上でもいわれますまいまた全体から考へて御覽心國家大事なる政治上の議事につき建議するの容易あらざることよて文書をもつてせざるをざるしただぬでありませんかそれだから文書をもつて政府に呈出すべしとあるものでござります

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非ザレバ議題ト爲スコトヲ得ズ

問 各議院において上奏また建議の動議の三十人以上の賛成あるよりあらざれば議題とせずことを得ずとあり誠に鄭重なるものと考へますかなぜ上奏するも建議の動議をも三十人以上の賛成なければ議題とあらざるものでせう如何なる理由ですかちとわかりませぬ

答 三十人以上の賛成をもとむるの既以前條よりさかにはさしませしたることをり帝國政治上の大事なる議會として應忽し議することのさきものとせうしても議場の實況また議員の思想より如何なる場合あるものかられば鄭重なるうへも鄭重よせねばならぬことを則ち上奏するも容易あらざることを建議するも容易ならざることよて議場において三十人以上の議員が賛成せざる上の奏上の發議もありたしまた建議の動議もなりたす則ち議題とならぬものです發議して果して三十人以上の賛成を得たる場合において直ち議題となり議するものですまた上奏も多數議員の賛成があれば上奏となることです建議の動議も賛成員數あければ決了することとござります

第十一章 兩議院關係

問 兩議院關係とい貴族院より衆議院の何省又關係することとを本章よあげたるものですか

答 この兩議院關係とい貴族院よても衆議院よても政府との關係することもありまた貴族院より衆議院との關係もありすべて議院の關係することの法規をあげたる本章のことです法の關係については第五十三條より第七十七條までありませうその關係は詳細を述べるの條項につき御尋ねせられたいとをせしめませう

第五十三條 豫算ヲ除外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先
ニスルモ便宜ニ依ル

問 豫算を除くの外政府の議案を付するハ兩議院の内何れを先にするも便宜に依るとありこの豫算と何等の豫算ですか兩議院のうちこの貴族院あり衆議院ありどちらもその便宜を提出してもよろしいということですか

答 豫算と會計上の豫算でありますりのほかの議案ハ政府より提出するハ貴族院も衆議院も便宜によりて提出してつかへなきことをすゆへ豫算を除くの外政府の議案を付するハ兩議院の内いづれを先にするも便宜よるとありますこの議案を付するとの議案を議院に送付するということですか

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタル時ハ乙議院ニ之ヲ移スベシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スベシ
乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スベシ

問 甲議院において政府の議案を可決し又ハ修正して議決したるときハ乙議院に移すべしとあり甲議院とハ貴族院を指したるものですか貴族院を甲議院とするときハ衆議院を乙議院とするわけでありませう果して左様でせうか如何でせう何さま甲乙とあり甲院の議決したるうへ乙院はその議案を廻送せよとの手續のやうよかんがへますか

答 甲議院とハ貴族院とかがりしものでありません乙議院をもあかち衆議院とかがりしものでありませんこれハ政府より議案をさきよ送付したるところの議院を指して甲議院としましたとよなるところの議院を指して乙議院とすることですだよりて政府ハ甲議院あるところどちらでも便宜を送りしものとかんがへしかるべしして各議院ハ初發議案をうけたる議院に可決したるうへよその議案をひとつの議院に廻わすべしと云うことで甲乙といふ先議する議院を指して甲とし後議するところの議院を指して乙議院とすものでござります

問 乙議院において甲議院の議決に同意しまたハ否決したるときハ之を奏上すると同時に甲議院に通知すべしとありますがこの奏上するといふ天皇陛下への議決するところを奏上するものところを奏上するが甲議院に通知すべしとありませう如何なることを通知するものでせうたゞ通知すべしとある上ハ別つは議決したことをも知らせよという意味ですかと云ふでせう

答 この奏上するといは見解のとをり天皇陛下へ議決するところを奏上し甲議院より通知するといすきはち乙議院の甲議院の可決したりの議決より同意するかまたり否決したるときは天皇陛下へ奏上するときは甲議院よりそのことを知らせよといふことでは乙議院の甲議院の議決したる後議することだからの手續をなさねばならぬといふことですまた甲議院の議案を乙議院に移したまふ乙議院において如何様なる議決ありしやその成り行きを知らぬといふわけはいいけませんから乙議院の議決するところのなりゆきを甲議院にたいし通知するとの理由でござりますこれすきはち兩議院の關係であります

問 乙議院において甲議院の提出したる議案を否決したるときはこれを甲議院より通知すべしとありこれの前項のことからをまたふた、びいうたるやうよかんがへますが如何でせうかよか意味でもありますか

答 あるほど前項の意味とちなじこのやうでありますけれどもちを意味があります則ち前項の甲議院において決するところよ乙議院の同意するがあるひに否決したるときは天皇陛下へ上奏すると一同甲議院より通知せよとて甲議院の政府の議案を可決するの別々關係もすくなきものされど修正して決するの乙議院の關係をよぼすことで則ち奏上す

るの場合もありその意味を單よ乙議院の否決するところとい彼これ意味もちがひますわけでの項よつめての乙議院に於て甲議院より提出したる議案を議事のうへ否決とあるときこのむね甲議院より通すべしと猶本項をもうけるゆるんでござります意味反覆といまをされせんが大同小異の意味があることでは

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スベシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スベシ若之ニ同意セザルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムベシ
甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

問 乙議院において甲議院より移したる議案を對し之れを修正したるときはこれを甲議院より回付すべしとありこれの前條といちがつて乙議院より起り甲議院より關係することはいわかりましたがあきらかよ考へがつきませんまた甲議院より回付すべしといふ議案をまた甲議院より返戻するやうよかんがえますが如何なものでせう

答 あるほど乙議院より甲議院にたいすることですまた回付すべしといふ議案を修正した

るよつき甲議院は修正の點よりまわすもので全体これの甲議院より乙議院に移したる議案をたいし乙議院の修正の議を發しその修正案は議決したるというのことでして甲議院より移したるものあるも甲議院へ回付すべし則ち修正したより甲議院はまわすものでござります

問 甲議院は於て乙議院の修正に同意したるときに之を奏上すると同時に乙議院は通知すべしとありこれたゞいままの乙議院より甲議院へ回したる修正は甲議院の同意したるときにこれを天皇陛下へ奏上するとおなじ時は乙議院はたいし同意したるより奏上するといふことを甲議院より乙議院へ通知するの手續きとかんがへますが如何でせう

答 如何にも御見解のとおりです

問 若しこれに同意せざるるときに兩議院協議會を開くことを求むべしとありこれの甲議院が同意せざるるときにどうしてせうのとき甲乙兩院の協議會をひらくとのこととかんがへますが求むるといふ乙議院よりとむるものですか

答 御説のとおり甲議院はたいし乙議院の修正に同意せざるるときに乙議院より發言することなく甲議院と乙議院と協議會をひらくものですこのもとむるといふ乙議院より發言するといふことでもありませんこれ甲議院より發言するとせねばならんことでもありません則ち兩

議院の見込が反對するもので折れあわぬことですから双方とも條理に當らねばならぬことで協議會をすることあるものでもより此の兩議院の高尙ある議員が偏頗のことをする道理のあるまじきことなれどもまた如何様あることがあらむものともかざられませむ事實でこの協議會をもとむるといふことの法規でござります

問 甲議院より協議會を開くことを求むるときに乙議院のこれを拒むことを得ずとありこれ協議會をもとむるときにこれを拒むことを得ずとありこれ協議會を促したるときに拒むこといあらぬものといふことでありませう

答 御かんがへのことを甲議院の乙議院の修正に同意せざるるときに協議會をもとめたるよついでに一切を拒むこといあらぬといふ法規をたてゝあることであります

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ヅ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スベシ協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サズ

問 兩院協議會の兩議院より各々十人以下同數の委員を選舉し會同せしむとあり

れ協議會ハ兩議院より十人以下の委員を悉く協議會員とするものですか同数の委員と
ハちとわかりかねますがいかゞおことせう

答 この甲議院乙議院の協議會というものは甲議院より十人以下の協議會委員を悉く
および乙議院より十人以下の協議會委員を悉くその兩議院の委員を會して協議會とい
うことでありますすなわち同数の甲議院も八人の委員なるものが出席すれば乙議院も
八人出席するといふ意味です

問 委員の協議案成立するときの議案を政府より受取り又提出したる甲議院において
先づこれを議し次ぎ乙議院よりつすべしとありこれハの協議案がなりたつものとす
るべきハ政府よりうけとりまた提出したる甲議院もあきましてその協議案と本を議
案となれば先き議了しつぎ乙議院よりつして乙議院もまた議了すべしと
でありませう如何なるものでせうか

答 なるほど御かんがへのとをりよて甲乙議院の議了するものであります
問 協議會ハ於て成立したる議案に對してハ更ら修正の動議をなすことを許さずと
りこれハ修正の動議をなすことができぬといふこととせう如何なるわけであらぬ
のですか

答 この協議會の目的も兩議院の議論をせりぬこととから協議會といふこと
ありましたので修正動議も何れも入らぬ道理ですが若しまたりの議案たいし
故意でもあるものにて修正動議とあればいづゆる涯限なきこととありませう
りわぬことより協議會とあり議案もありたれば修正することあるまじきことと
よつて協議會よりて成立したる議案に對してハ更ら修正の動議をなすことをゆる
ぬといふこととせう

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協
議會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

問 國務大臣政府委員および各議院の長ハ何時たりとも兩院の協議會に出席して意見を
のぶることを得とありますが本を議院の議事でも國務大臣あり政府委員の
出席するを得るものですかこの協議會に出席して意見を述べることを出来るわけとせう
とかがへます如何なるものでせう

答 御考へのとをりて國務大臣政府委員のこの協議會に猶更ら出席して意見を述べ
ればさらぬこととせうすなわち元どの原按よつき兩議院の議があわぬ折合せこと
のつまり協議會となりしこととせうからよく政府の原按の誠心もりの會ハ眞通せぬ

はならぬことであります。だから國務大臣政府委員の成る多くの意見を述べることその
むわけでありませう。

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サズ

問 兩院協議會の傍聽をゆるさずとあります。すなわち公開せざることをせう

答 左やうです。協議會というものは、たゞの議事とちがひます。協議會のすなわち
協議ですから傍聽を禁んずることとござります。ゆへに公開とせざることをせざるもの
でもありませう。

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用井可否
同數ナル中ハ議長ノ決スル所ニ依ル

問 兩院協議會において可否の決をとるに無名の投票をもち可否同數なるときは議
長の決するところによるとありませうが、なぜ無名の投票をいたしませうか。またその投票よ
て多數を決しますか。

答 協議會の性質が、ちがひます。わけが、かつて御のなをしませしとせしむることをり協議と
あることですから無名の投票をもつて賛成不賛成のことをなし矢張りその多數をもつて
決議をとるることとす。則ちその投票よて賛成も不賛成も同數の員をもち議長の決

するところよて決するといふこととござります。

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選
シ毎會更代シテ席ニ當ラシムベシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以
テ之ヲ定ム

問 兩院協議會の議長ハ兩議院協議委員において各々一員を互選し毎會更代して席
に當らしむべしとありませうが、この一員を互選しと、兩院の協議委員が投票よて一名を選
らむといふこととすか。また更代してといふところは、わかりませむ如何様なる意味でせうか。

答 この兩院協議會の議長ハすなわち甲乙兩議院の協議員のうちより甲議院の協議委
員のうちより一人の議長を選らみ、および乙議院の協議委員のうちより一人の議長を選らみし
てとす。議長が二人出来ませう二人ありませうけれども議長副議長というわけでもありませ
ぬ。この兩人の議長をおきまして會ごとく更代させませう。此の會の議長ハ甲議院の協議
員より選まれたる議長が、その席よつぎまたこのせつの會より乙議院の協議員より選ら
れたる議長が、その席よつぎとかわる。更代して議長となることとござります。一員を互
選するといふ各々一員、互選するといふことと更代とすなはちかわる
といふこととござります。

問 其の初會よりける議長の抽籤法をもつてこれを定むとありその初會より初めの會
と云うことでせうすればそのはじめの會の議長とある人の抽籤法をもつてこれを定む
ることとせうこの抽籤法と云つておはさしよありました圖じびきのこと、考へますが
矢張りそのくじびき法のこととせう

答 如何にも御見解のとおりで初會とはじめの會よりはじめの一會の議長がくじびき
よて議長の務をきわめうのつぎよりの會ごとよかわるべく更代して議長の席よつき議長
のつとめをするといふことでありませうこれの公平あることよしたものでござりませう

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ
依リ之ヲ定ムベシ

問 本章よさだむるところの外兩議院交渉事務の規程ハ其の協議よりこれを定むべし
とあり兩議院の交渉事務の規程といふつばりわかりませぬ如何様あることとせうまた如
何様あるわけとせう

答 この交渉事務の規程といふ則ち本章よさだむるところの甲乙兩議院の關係をあげて
るもの、外は關係交渉するの事務があるもの、いづれ、の協議よてなだめてよろし
きこととさだむるべしとのことでありませうよつて本章よ定むるところのほか兩院交

渉事務の規程ハ其の協議よりこれを定むべしとの規程といふ事
味で程とくよするものでありませう

第十三章 請願

問 請願とい人民より請願することとをせしませうよつて請願といこの兩議院よするも
のですか

答 請願といかあらざこの議院よするとかざりたるものでありませぬだけどもまゝよ
おはさしをしたることがありませう議院の請願といふことを得と憲法第五十條よあり
ましてりの請願のこをこの議院法よまをしたることとすこの請願よつての手續を
テ條よつて御はさしませませう

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニヨリ議院
之ヲ受取ルベシ

問 各議院よ呈出する人民の請願書の議員の紹介より議院これを受取るべしとありこ
れ議員の媒となりうけとるものでありませうかしてみませれば議員よ懸念でもなけれ
ば請願書をさし出すこととつちかしかやうよかんがへませうが如何のものとせう

答 よく伊考へがまわりませう伊考へもちよは考へとつちかひませうこの紹介といひとくち

をせしめずととり次ぐというやうな意味で煤ぢまたの仲裁人といふことでもありませむ
則ち貴族院よせよ衆議院よせよ人民の請願書を呈出することをゆるされありしことです
けども議員のとりつぎよてさし出すやうなことでありませむその請願書を議員
がとりつぎ議院よいだし議院が受取るという順序をいうなることでありますだから各議
院よ呈出する人民の請願書の議員の紹介よより議院これをうけとるべしとあるわけでも
ざりませむ

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム
請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハズト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員
ヲ經テ之ヲ却下スベシ

問 請願書の各議院よおいて請願委員よ付しこれを審査せしむとありますが則ち請願委
員とせしむものがあるとみえますりの委員よてすべつかうものでせう

答 傍見解のとおりです則ち請願委員のあつたものでその委員が請願に係ることをとりあ
つかうものであります

問 請願委員請願書をもつて規程よあわせず認むるときは議長ハ紹介の議員を経てこれ
を却下すべしとありこの規程どの如何あることとせう別規程の法令でもありますか

答 この規程どの別段よ法令として請願條例といふことがありますが外よの違ひといふも
ありませんけれどもこの第六十八條がうの體式をあげたるものでありその夕條よつきほ
説明いたしませう扱本條よの別つよは問あさるることありませんか如何です

問 本條のちより了解いたしたつもりですが議員を経てとありますところかちと胸ねよ
とけかねるところですからひと通り御説明を乞ひます

答 議員を経てこれを却下すべしとありこの議員を経るといすでは請願書を議員の紹介
よより議院これを受取るべしとありませしたその紹介よよりて受取りませしたものですから
則ち請願委員請願書をもつて規程よあわせず認むるときは議長ハ紹介の議員を経て之れ
を却下すべしとある理由であります却下といふもの人民よかえすものでべつよ指令をも
くださずかえすこととせりませむ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議
院ニ報告スベシ
請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキ
ハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スベシ

問 請願委員の請願文書表を作りその要領を録し毎週一回議院よ報告すべしとありこの

請願委員のわがかりました。が本條の意味が了解しにくく、しみますうたがひの生ずるところを
いたりません扱ていか、ある意味でせう

答 これの請願委員の事務をいうたるものでして、則ち請願委員の請願の文書表をこしらへその要領を記録いたしおきまして一週間一度づつ、議院に報告せよとのことでその要領どいたとへばこの請願の土地のこととつき如何様なる次第がありまたこの請願書の町村合併のことにつき如何様なる次第があるから請願するの場合よなるというこの要領を記録しておきまするもので、則ちその請願するの大要を表よあげをくことでありますこれの請願委員の事務でござります

問 請願委員特別の報告に依れる要求またの議員三十人以上の要求あるとき、各議院のその請願事件を會議に付すべしとありこの特別要求またの議員三十人以上の要求と如何様なることでせう例でもありませんかまた如何あることをせよをせよ

答 この特別の報告に依れる要求と如何の委員もいいてこの請願事件の特別ある場合もつき是非々々會議にかけねばならぬと見込がつきたるものかまたの議員もてもこの請願事件の會議にかけねばならぬとして三十人以上その同意を表し議院に對して要求するときは貴族院もても衆議院もても其請願事件を會議に付するといふことであります

す請願するうちにも種々あるものから本條の本項を設けられたるものでござります

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スベキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ係リ報告ヲ求ムルコトヲ得

問 各議院において請願の採擇すべきことを議決したるときに意見書を附しその請願書を政府に送付し事宜により報告をもとむることを得とありますがこの請願の採擇といふ何様なる意味でせうかまた事宜により報告をもとむるといふ如何様あるいみでせう

答 採擇といふの請願事件の採用すべきといふ意味でまた事宜により報告を求むるといふ政府に送付してその事宜の次第に依りて政府より報告をもとむるとの意味で、則ち貴族院もても衆議院もても人民より請願事件の採擇すべきことと議決したるときにその議院の請願に係る議決したる意見書をつけて政府に送りその事宜によりて政府より議院へ對し報告をもとむることとつかへべきとのことでござります

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ズ

問 法律より法人と認められたるものを除くほか總代の名義をもつてする請願の各議院これをうくることを得ずとありこの法律より法人と認むる者との如何様なるものを指していうものですか如何様なることですか

答 法律より法人との法律の明文より總代人の名義にて請願をすることをあしきもを指したることにて則ち請願書を總代の名義にてなすとき法律規則にある總代人にて請願書を差出すものほか如何なる縁故また事故あるもせよ總代人の名義をもつて請願するも貴族院も衆議院も受くることならぬといふことでありませよこの總代人とい種々不都合なることもあるゆへに總代人にていませはあじましたとをり法規をたてられたるものでござります

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ズ

問 各議院の憲法を變更するの請願をうくることを得ずとありこれの憲法の箇條よつて人民の意見をもつて變更する様なきの請願なるものですか

答 如何にも御見解のとをりです憲法の御承知のとをり天皇陛下より發せられたるものなれば容易に變更することあらぬのみならずまた憲法の條項よつて改正を要せんとするときは勅命よりそれへ手續があるものですからたとへ人民よりいかやうすること

もつて改正を請願するも受けつくることあらぬといふことであります

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ラベシ若シ請願ノ名義ニ依ラズ若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ズ

問 請願書のすべて哀願の體式を用うべしとありませすれはうれい體式があるものでありますかこの哀願との如何なる意味でありますか如何なることでありますか

答 請願書の請願條例といふ條例がありますのりすではあはあじいたしたることもあり御承知でせうがこの條例はしたがひまた權利なき條理らしき體式をもつて願書をまためたることのみしく誠は政府にたいし哀願することであつていはいけなくまた歎哀また悲ざるの次第の體式をもちゆべきもので左もあければ請願のことならぬとの意味であります

問 若請願の名義より若くは其の體式またがうもの各議院之れを受くることを得ずといふことなるが則ち體式よりなるかまた請願の名義よりなるか各議院にてうけずとのことでせう各議院との矢張り貴族院衆議院のことを指したるものどかんがへますか如何でせう

答 あるほどその請願の名義もよらずまた其の請願の體式またがうもの各議院も衆議

院もこれをうけずとのことであります凡うこの請願を誠し民間において事實あるも成規よるかまたのそのすぢの見込を異とするより起るもので法律に照らし願意の採用をもとむることとありませぬものでこれの政府においてはその願意を採用するの條理なくその實の事情憫然のことあるも不得止わけで聞届られぬことを則ち人民においては請願條例のあることゆへ請願するの場合ですから民間も充分の權利を擴張するの體式よての不都合あるものですあつち政府が聞届けなきためこのこととごふぞ御ゆるしくだされどふぞ御採用くだされとあるいのかなきみあるいの歎きその事情にかやうですから願うわけでもた請願の條例もありませんればその筋事情をよく體式またがわるやうませねば貴族院も衆議院もこれをうけずとのことでござります

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用井政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用井ルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ズ

問 請願書よして皇室またいし不敬の語を用い政府またいし議院またいし侮辱の語を用いるもの各議院これをうくることを得ずとありますすがすなわち皇室またいして不敬のことまをしたりまたい政府のことをわるくまをしたり各議院のことをあしくまをしたりするの請願書一切うけぬとのことでせう如何ですか

答 如何も皇室またいするも政府またい各議院またいするも不敬また侮辱なることをもちゆるものいむらんその書面を受られざるこのことこれも國家人民のうちよりいろくのものあればその不敬をもかゝりみず侮辱をもかまわす請願書をもつてはごさすこともありませうだまよつてこれらの請願書うくることならぬまたうけとらずとらうこととであります

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ズ

問 各議院の司法及び行政裁判に干預するの請願をうくることを得ずとありこれの如何なる意味でせう胸ねえ落ちかねますることとで誠し了解よくしみますが如何なることとでありますか

答 これ貴族院も衆議院も司法すなわち刑事またい民事のことよてうのことよか、ることとかあよび行政のことよてうの裁判所よあつかることと請願書かうけすまたうくることをさざるということと則ち司法よあつかることと司法の裁判を受くることとまた行政裁判よか、ることと行政さいばんよあつてあつたかうのものですから假令いかやうなる事情事實あればとてこの請願書各議院よあつて受けることをないうけるものでなしということと

第七十一條

各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セズ

問 各議院ハ各別ニ請願をうけ互ニ相干預せずとありますがこれハ貴族院ハ貴族院ノ請願をうけ衆議院ハ衆議院ノ請願をうけその請願につき兩議院がたがひニ關係せずおたがひニ干預せざるということですか各別ニ請願をうけ各々ベツト受けつけるという理由でありますや御考のしだい如何でせう

答 なるほど御考へのほどいかよもさやうでありますすなはち各議院へつゞくは請願をうけるたがひニ關係せずおたがひニ干預せずということに御見解のとをりであります

第十四章

議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

問 議院と人民および官廳地方議會との關係をありませうがこの議院とハ貴族院と衆議院とを指したるものですかまた地方議會とハ如何なる議會を指したるものですかこの議會たるものハあるひハ各府縣の知事書記官が上京いたし會議することを指したるものですか如何でせう

答 議院とハ御見解のとをり貴族院と衆議院を指したるものですすなはち地方議會ハ各府縣知事書記官の會議をいうものでありませぬ矢張り府縣會議を指したるものであり

ますよつて議院と人民との關係いかやうおよび官廳また地方の議會との關係いかやうくといふことを本章よかしげたることを稱せしものであります

第七十二條

各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ズ

問 各議院ハ人民よむかつて告示を發することを得ずとありこの告示とハ如何なることをまをしますかまた各議院ハ人民よむかつて何よらのことを告示することならぬといふことでありませうか

答 これハ貴族院も衆議院も人民よむかつて何よらのことをも如何なることにても告示を發することならぬことよてすなはち告示を發することをあらずとい何事とも人民よつけしめすことがあらぬ議院といふものハ人民よたいするのことに何事も出來ぬこれ議事をするところのものといふことでありませうまた議院ハ人民よむかつて告示を發することあるべきすぢのなきものです

第七十三條

各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ズ

問 各議院ハ審査のためハ人民を召喚しおよび議員を派出することを得ずとありませうがたゞハ議事ある項目よつき人民の思想を聞たくも召喚することをあらぬまた議員巡迴し

てその實地をも見分することも出来ぬそのへんのことゝあらぬこととでありませうか
答 なるほど滲見解の事をりよてたどひ人民は關係ある議事がありても人民を呼び出し
またの議員をして關係ある土地へ出張せしむることならぬこととでありませう則ち國家
の大事ある議院あるも議院の議事をするの職務あれば人民は接するやうなることがあ
ればまた弊害もなきよしもあらずゆへに假令如何ある人民はついでに直接の事をたづね
たきもならぬこととござります

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書
ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應ズベシ

問 各議院より審査の爲に政府はむかつて必要ある報告またの文書をもとむるときに政
府の秘密に渉るものを除くほかそのもとめは應ずべしとあり則ち議事のためは政事は報
告とまたの文書をもとむるでせうが政府の秘密に渉るものをぞく外もとめは應ずべ
しこの秘密に渉るとい如何様なる意味でせうか秘密にわたるものを議事することがあり
ませうかまた秘密なることを議することがあればその秘密するものをも特くは議院のも
とめは應じ参考に送るべきものでなくしてのこととまじらぬか又わかりませぬこととよかん
がへませうが如何でせう

答 これの先づ伊考へのことをりなよも各議院のその審査のためはその事件よか、る文書
またの詳細を要するためは政府はむかひ報告をもとむることがあります則ち議院の明瞭
あるもの、あるひの事實原案者よむかつてきかねばわからぬこととありまたの事件よ
つきとひあわせねばならぬこととありりれは關係するの文書を要することもありませう
ゆへよりのとき政府はむかつてりれはの要なることを請求することと政府のり
秘密にしておかねばならぬこととをせければの請求は應じりのもとめは應ずるといふこ
とでこの秘密の政府の手よおいて秘密にすべきことを指したるもので秘密なる議事また
の政府と議院として秘密なることをあつかうものでありませむ則ち御見解の事をり議
院よおいて参考となるべき必要があれば政府はむかひ請求する文書またの報告をもとめ
政府よおいて秘密にすべきものなればのものとめは應じざるものですだから政府の秘密
に渉るものを除くのほかのものとめは應ずべしとある理由でござります

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ
向テ照會往復スルコトヲ得ズ

問 各議院の國務大臣および政府委員のほか他の官廳および地方議會はむかつて照會往
復することを得ずとありこの條の貴族院も衆議院も國務大臣政府委員の外はの官廳をり

地方會議事をもつて照會することも往復することもあらぬと一とをり解した
がせ照會もあらぬ往復もあらぬことせう

答 これの諸官廳またハ地方會議事をもつて往復またハ照會すること各議院よ
ていなきものとするのわけハ各議院のまへの條項よりても御はなしをしたること
政府より議案を提出するを受け議會に議事するところあれば官廳および地方會議事
照會することの件ハの當を得ずまた國務大臣政府委員がこれが議事ハ關係ある職
務よてこの職務よつき照會するかまたハ報告をもとめらへすれば議院の職務ハ出來ぬ
いうことハなきものすまた官廳地方會議事とも照會往復など自由勝手よするときは
害もあらぬものともかざられずよつて各議院ハ國務大臣および政府委員のほかの官廳
および地方會議事よむかつて照會往復することを得ずとあるものでござります

第十五章 退職及議員資格ノ異議

問 退職および議員資格の異議とありこの退職とハ議員が退職者となることまたハ理
由および議員の資格の異議よつての章でありませうと考へますがいかがせう

答 いかにも御見解のとをりよて本章も第七十六條より第八十條までありますこれみ
議員退職者のこと議員資格異議のことをかゝげたるものであります

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任ゼラレ又ハ法律ニ依
リ議員タルコトヲ得ザル職務ニ任ゼラレタルトキハ退職者トス

問 衆議院の議員よして貴族院の議員よ任ぜられたハ法律よより議員たることを得ざ
る職務よ任ぜられたるときハ退職者とすとありませうればおよびその議員を解職するもの
を退職とハまをさぬやうよかんがへますまたこの法律よより議員たることを得ざる
如何あることをまをしませうか

答 全体衆議院の議員ハ撰擧されしよて務め居る議員が貴族院の議員よ任ぜられた
るときハ衆議院の議員退職者といふこと得ずまた法律よより議員たることを得ざる職務
よ任ぜらるるとありその職務よすよ第四十五條よありなしををしたとがありませう則
ちその宮内官裁 判官 會計検査官 收税官 警察官などよ任ぜられたるときハ退職者とす
るとのこと法律よより議員たることを得ざる職務よ任ぜられたるときハ退職者とすよ
あるゆゑんでござります

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失
ヒタルトキハ退職者トス

問 衆議院の議員よして撰擧法よ記載したる被選の資格をうしなひたるときハ退職者と